今こそ地方創生！

地方創生の取組について

－新日本歩く道紀行シンポジウム2017－

平成29年3月17日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
地方創生総括官補　末宗　徹郎

本　日　の　ポ　イ　ン　ト

○　人口の動向、地方創生の必要性

○　国の「長期ビジョン」、「総合戦略」

○　主要な政策メニュー

①地方にしごとをつくる
②地方への新しいひとの流れをつくる
③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
④時代に合った地域をつくる

○　地方への支援（情報・人材・財政）

日本の出生数・出生率推移

○　出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向。
○　合計特殊出生率は、人口置換水準（人口規模が維持される水準）の2.07を下回る状態が、1974年（昭和49年）の2.05以降、40年以上にわたり続いている。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移　（昭和22～平成28年）

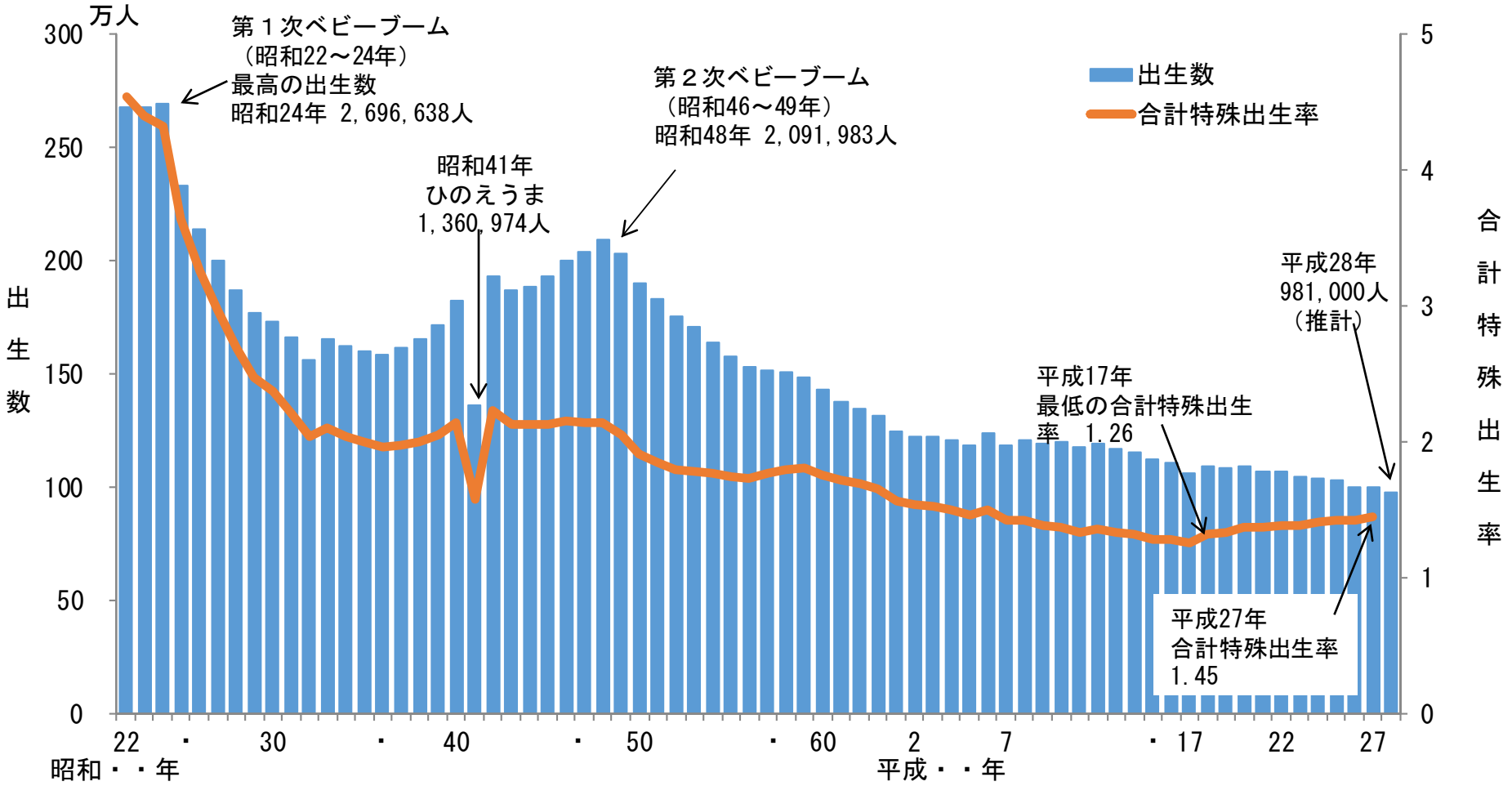

資料：厚生労働省「人口動態調査」　※平成27年までは確定値。平成28年の出生数は、「平成28年人口動態統計の年間推計」による推計値。

人口移動の状況

○　東日本大震災後のあった2011年は東京圏への転入超過数が減少したが、その後は東京圏への転入は拡大傾向にある。なお、2016年の転入超過数は前年よりも微減となっている。

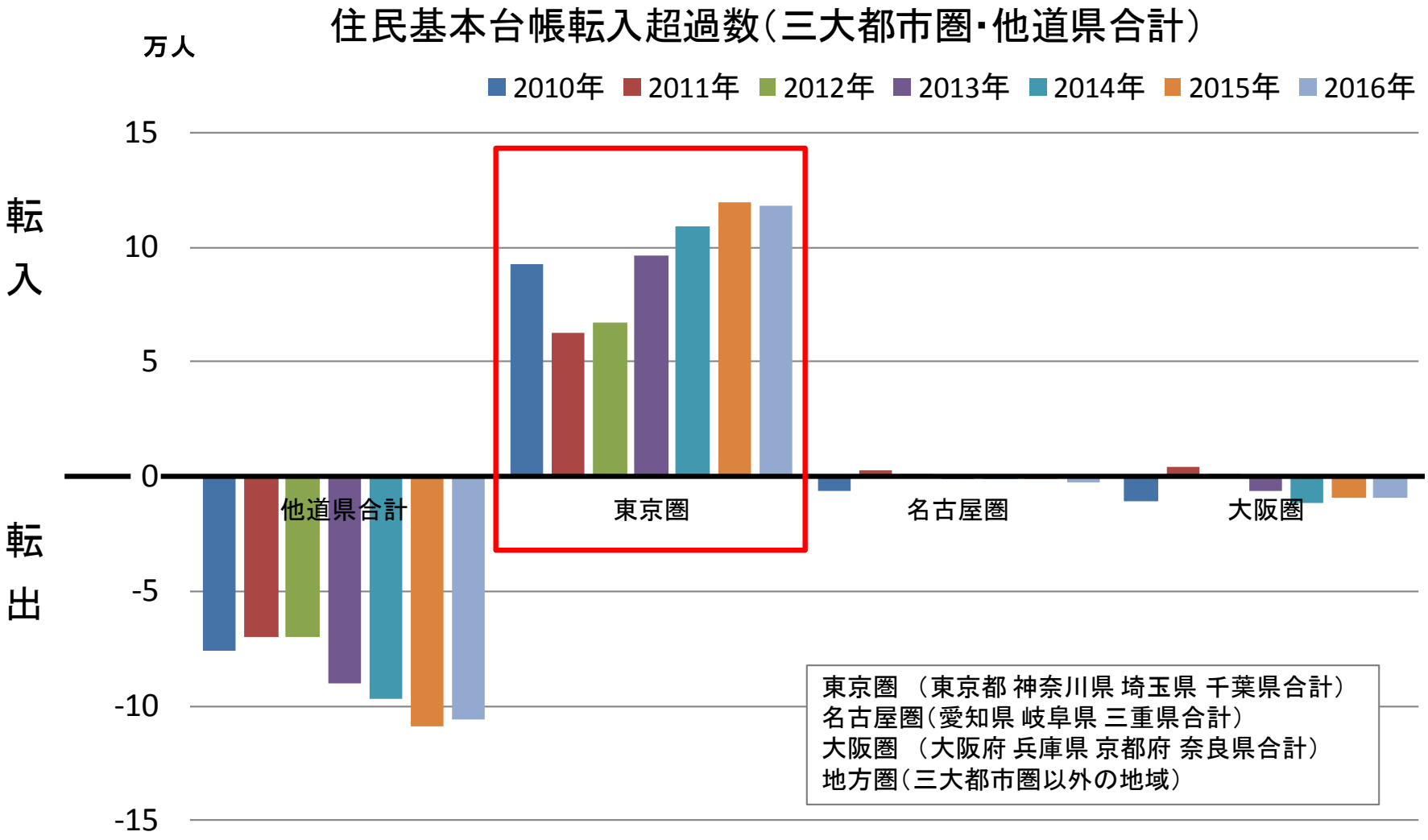

資料出所：総務省統計局住民基本台帳人口移動報告（2010年―2016年）

年齢階級別転入超過数

○ 東京圏への転入超過数の大半は15～19歳、20～24歳が占めており、大学進学時、大卒後就職時の転入が多いと考えられる。

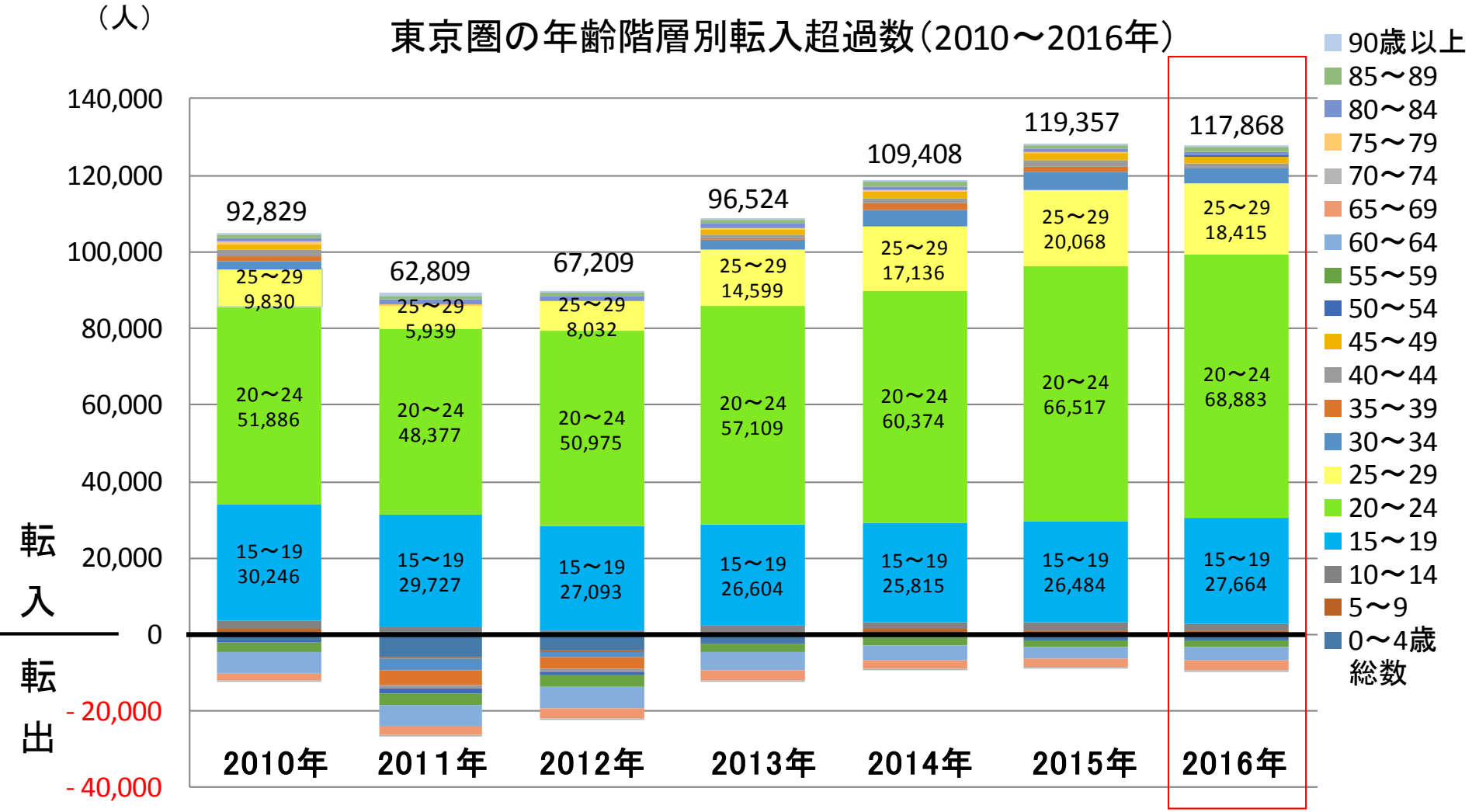

資料出所：総務省統計局住民基本台帳人口移動報告（2010年―2016年）

首都圏への人口集中の国際比較

首都圏への人口集中を欧米諸国と比較すると、日本のように首都圏の人口比率が高く、かつ、上昇を続けている国は他には見られない。

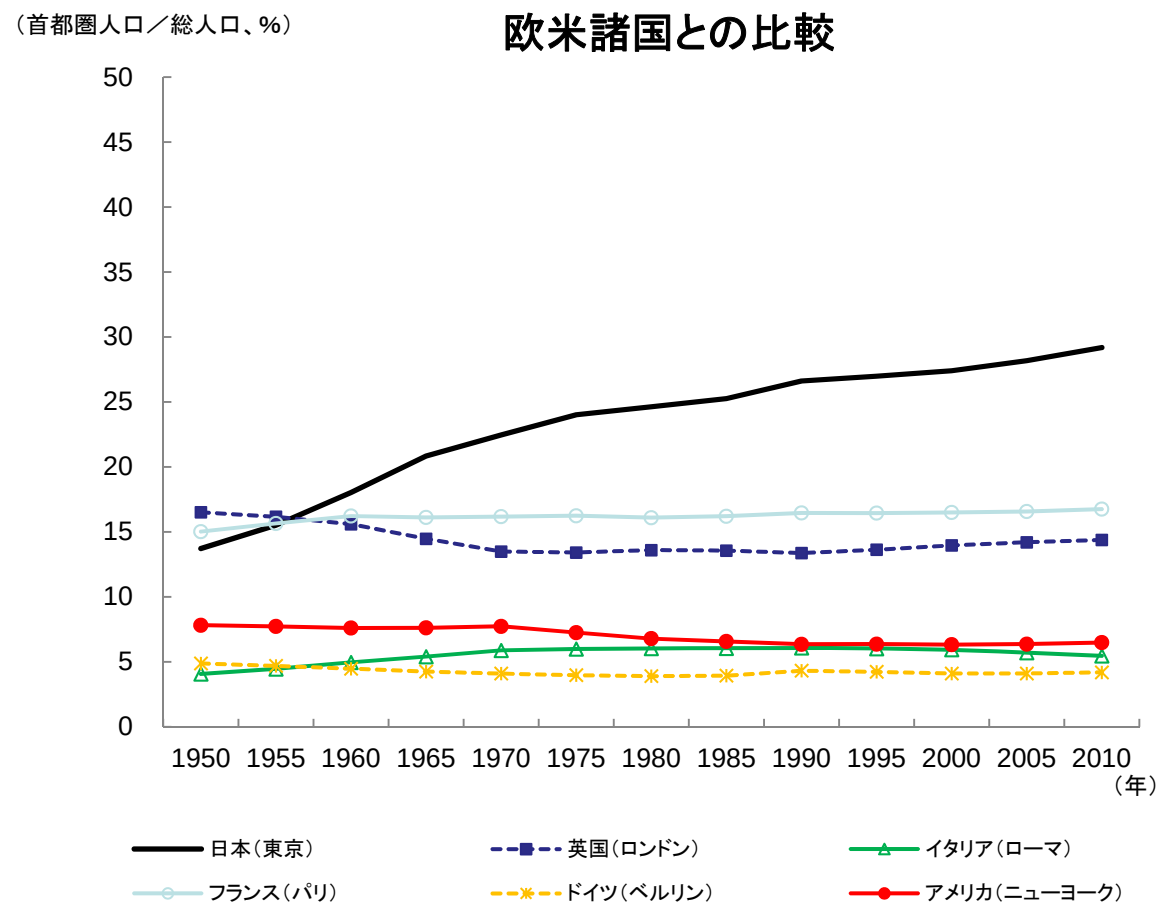

（備考）UN World Urbanization Prospects The 2011 Revisionより作成。
（注）各都市の人口は都市圏人口。ドイツ（ベルリン）は都市人口。
日本（東京）の値は2005年国勢調査「関東大都市圏」の値。中心地（さいたま市、千葉市、特別区部、横浜市、川崎市）とそれに隣接する周辺都市が含まれている。

［資料出所］国土交通省国土政策局「国土のグランドデザイン2050」（２０１４年７月４日）の関連資料

東京一極集中の課題

東京圏においては、過度の人口の集中により、通勤時間が長い、住宅面積が狭い、待機児童が多い、といった課題を抱えている。

一日当たりの通勤等時間

都道府県	時間（分）	都道府県	時間（分）
宮崎	49	山梨	60
島根	51	長崎	60
鳥取	52	徳島	62
福井	53	群馬	64
大分	53	三重	67
愛媛	53	岡山	67
新潟	54	栃木	67
青森	55	岐阜	67
山形	55	福岡	68
高知	55	滋賀	68
鹿児島	55	広島	69
山口	55	和歌山	70
熊本	56	宮城	71
秋田	56	茨城	72
石川	56	愛知	74
長野	56	京都	77
香川	57	大阪	80
北海道	57	兵庫	84
沖縄	58	奈良	89
岩手	58	東京	93
佐賀	58	埼玉	96
福島	59	千葉	98
静岡	59	神奈川	104
富山	60	平均	65

※社会生活基本調査より作成

一住宅当たり延べ面積（持家）

都道府県	面積（㎡）	都道府県	面積（㎡）
富山	177.03	静岡	131.66
福井	173.29	茨城	131.13
山形	168.01	山口	129.40
石川	162.51	熊本	129.26
秋田	162.04	和歌山	128.78
新潟	161.50	愛知	127.94
島根	159.22	愛媛	127.56
鳥取	156.46	大分	127.35
岩手	154.60	広島	125.16
長野	154.37	長崎	123.66
青森	150.10	北海道	121.53
岐阜	148.23	宮崎	120.11
滋賀	147.43	福岡	119.10
福島	146.37	兵庫	118.56
佐賀	144.97	高知	118.28
岡山	140.01	京都	114.30
山梨	138.86	千葉	110.29
香川	138.31	鹿児島	109.54
徳島	138.05	埼玉	106.96
三重	136.36	沖縄	104.28
栃木	134.24	大阪	101.58
宮城	133.85	神奈川	98.60
群馬	133.08	東京	90.68
奈良	132.03	平均	122.32

※平成25年住宅・土地統計調査より作成

保育所待機児童数

都道府県	児童数（人）	都道府県	児童数（人）
青森	0	山口	57
山形	0	栃木	66
群馬	0	長崎	95
富山	0	愛知	107
石川	0	福島	180
福井	0	奈良	191
山梨	0	岩手	193
長野	0	茨城	227
鳥取	0	鹿児島	232
香川	0	福岡	315
愛媛	0	滋賀	441
宮崎	0	広島	447
島根	3	北海道	473
和歌山	10	兵庫	552
京都	11	静岡	567
新潟	17	熊本	678
岐阜	27	埼玉	905
高知	28	宮城	978
徳島	41	神奈川	1,079
大分	42	大阪	1,124
三重	48	千葉	1,251
佐賀	50	沖縄	2,160
岡山	51	東京	8,672
秋田	53	合計	21,371

※保育所関連状況取りまとめ（2014年4月1日・厚生労働省）より作成

地方創生の必要性

人口減少社会が経済社会に与える影響

○ 社会保障などの持続可能性が困難に
- 働き手一人当たりの負担が増加し、勤労意欲にマイナスの影響

○ 中山間地域等の活力低下

○ 東京圏は、当面高齢者が急増
- 医療・介護の確保
- 若者雇用者の東京圏への吸収

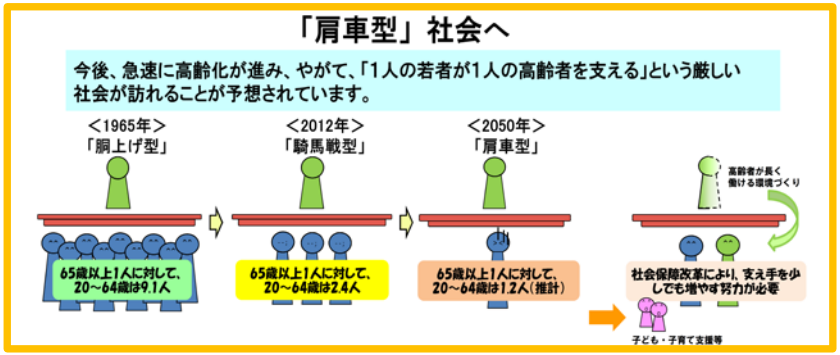

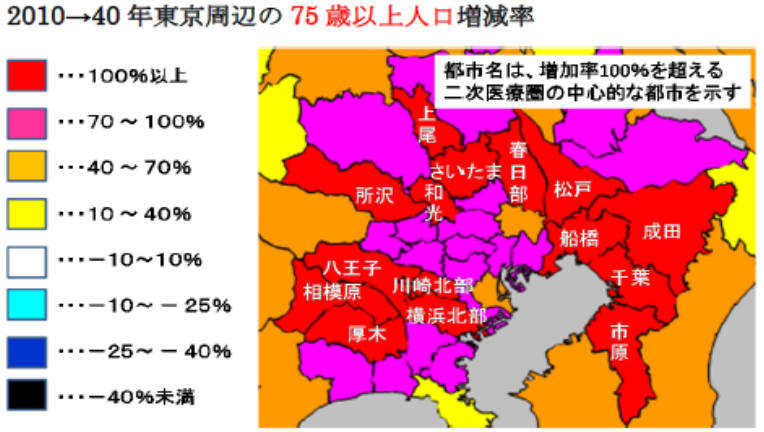

2010 年から 40 年にかけての 75 歳以上人口の伸びが特に激しい、東京周辺の様子を示す。千葉県西部、埼玉県東部・中央部、神奈川県北部は、2010 年から 40 年にかけて、75 歳以上人口が 100%以上増加する。

◇このままでは、地方の多くが衰退し、いずれ日本全体も衰退するおそれ

『人口減少』を克服し、地方の創生、日本の創生を目指す

我が国の人口の推移と長期的な見通し

○　国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約8,700万人まで減少すると見通されている。
○　仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
○　なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が５年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。

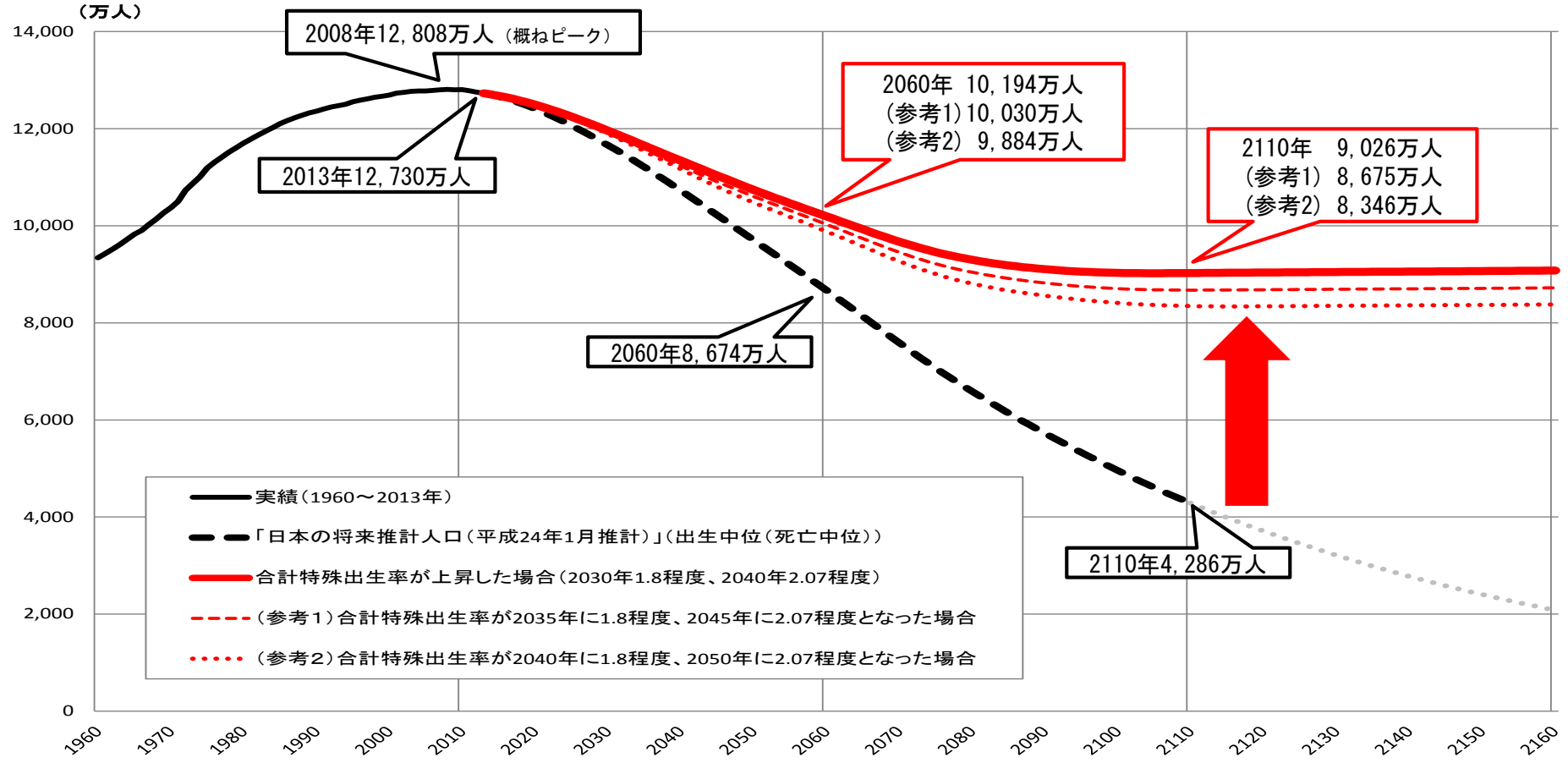

（注1）実績は、総務省統計局「国勢調査」等による（各年10月1日現在の人口）。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。
（注2）「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

国民希望出生率について

○　国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（第14回、平成22年）によると、18～34歳の独身者では、男女ともに約９割は「いずれ結婚するつもり」であり、結婚した場合の希望子ども数は男性2.04人、女性2.12人となっている。また、同調査によると、夫婦の予定子ども数は2.07人となっている。

○　若い世代における、こうした希望等が叶うとした場合に想定される出生率を「国民希望出生率」として、一定の仮定に基づく計算を行えば、概ね1.8程度となる。

国民希望出生率　＝（　有配偶者割合×夫婦の予定子ども数
＋　独身者割合×独身者のうち結婚を希望する者の割合×独身者の希望子ども数　）
×　離死別等の影響

＝（　３４％×２．０７人＋６６％×８９％×２．１２人　）　×　０．９３８
＝　１．８３
≒　１．８　程度

＜基礎数値等＞

- 有配偶者割合：総務省統計局「国勢調査」（平成22年）における18～34歳の有配偶者の割合　33.8%（女性）
- 独身者割合：１－有配偶者割合
- 独身者のうち結婚を希望する者の割合：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（第14回、平成22年）における18～34歳の独身者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合　89.4%（女性）
- 夫婦の予定子ども数：上記「出生動向基本調査」における夫婦の平均予定子ども数　2.07人
- 独身者の希望子ども数：上記「出生動向基本調査」における18～34歳の独身者（「いずれ結婚するつもり」と答えた者）の平均希望子ども数　2.12人（女性）
- 離死別等の影響：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」における出生中位の仮定に用いられた離死別等の影響　0.938

人口の安定化と人口構造の「若返り」

○現状の少子化が続けば、人口構造は高齢者部分が大きく膨らみ、高齢化率は現在の23%から2060年に約4割に（社人研推計）。さらに、2110年には総人口は5000万人を下回り、高齢化率は4割を超える。1911年（明治43年）頃の日本は、同様に5000万人程度の人口だったが、この当時の高齢化率は5%程度であり、人口構造が大きく異なる

○少子化の流れを変え、人口減少に歯止めをかけることで、人口規模は安定的に推移し、年齢構成が「若返り」、年少人口比率が上昇（長期ビジョン）

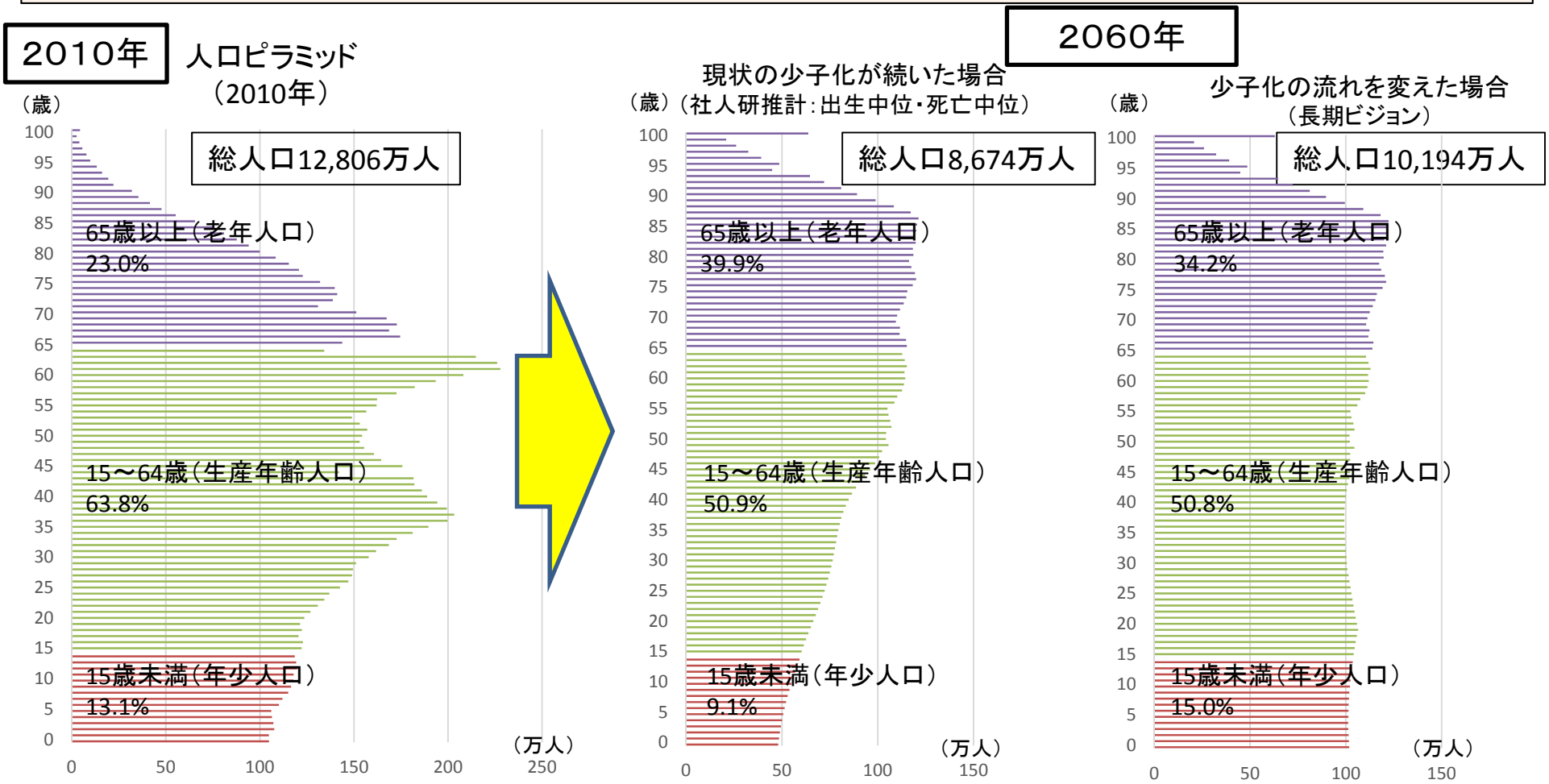

※100歳以上は合計人数を計上。
※長期ビジョンの合計特殊出生率は2030年1.8程度、2040年2.07程度。

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第１条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第２条）

①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備

②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保

③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備

⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出

⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る

⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと創生本部
（第11条～第20条）

本部長：
内閣総理大臣

副本部長（予定）：
内閣官房長官
地方創生担当大臣

本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生総合戦略（閣議決定）
（第８条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（努力義務）（第９条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月２日。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方

○基本的視点

1．「東京一極集中」を是正する
2．若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する
3．地域の特性に即して地域課題を解決する

○好循環の確立

・地方に「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立
・その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出す

○政策の企画・実行に当たっての基本方針

1　従来の政策の検証

（1）府省庁・制度ごとの「縦割り」構造
（2）地域特性を考慮しない「全国一律」の手法
（3）効果検証を伴わない「バラマキ」
（4）地域に浸透しない「表面的」な施策
（5）「短期的な」成果を求める施策

2　「まち・ひと・しごと創生」政策５原則（抄）

（1）自立性・・・各施策が、構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながるようにする
（2）将来性・・・地方が自主的かつ主体的に夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く
（3）地域性・・・国による画一的手法や縦割り的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援する
（4）直接性・・・ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する
（5）結果重視・・・明確なＰＤＣＡメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う

今こそ地方創生！

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略（2016 改訂版）」の全体像（詳細版）

※平成26年12月27日閣議決定　平成28年12月22日改訂

長期ビジョン

中長期展望（2060年を視野）

Ⅰ.人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆人口減少の歯止め
・国民の希望が実現した場合の出生率
（国民希望出生率）＝1.8

◆「東京一極集中」の是正

Ⅱ.成長力の確保

◎2050年代に実質GDP成長率1.5～2%程度維持
（人口安定化、生産性向上が実現した場合）

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改訂版）（～2019年度）

基本目標（成果指標、2020年）

地方の「平均所得の向上」による「しごと」と「ひと」の好循環作り

① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
◆若者雇用創出数（地方）
2020年までの5年間で30万人　　現状：9.8万人
◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
15～34歳の割合：93.6%（2015年）
全ての世代の割合：94.0%（2015年）
◆女性の就業率　2020年までに77%
：71.6%（2015年）

② 地方への新しいひとの流れをつくる
◆地方・東京圏の転出入均衡（2020年）
・地方→東京圏転入　6万人減
・東京圏→地方転出　4万人増
現状：年間12万人の転入超過（2015年）

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合40%以上　：19.4%（2013年度）
◆第1子出産前後の女性継続就業率55%：53.1%（2015年）
◆結婚希望実績指標 80%　：68%（2010年）
◆夫婦子ども数予定（2.12）実績指標95%
：93%（2015年）

好循環を支える、まちの活性化

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
◆立地適正化計画を作成する市町村数 150市町村：4市町村（2016年）
◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数　100市町村
◆市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数　100市町村
◆公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
（三大都市圏）　90.8%　：90.6%（2015年度）
（地方中枢都市圏）　81.7%　：79.1%（2015年度）
（地方都市圏）　41.6%　：38.7%（2015年度）
◆地域公共交通再編実施計画認定総数　100件
：13件（2016年9月末時点）

主要施策とKPI

○農林水産業の成長産業化
・6次産業化市場10兆円 ：5.1兆円（2014年度）
・農林水産物等輸出額 1兆円：7,451億円（2015年）

○観光業を強化する地域における連携体制の構築
・訪日外国人旅行消費額8兆円 ：3兆4771億円（2015年）

○地域の中核企業、中核企業候補支援
・3年間で2,000社支援
ローカルイノベーション分野で、地域中核企業候補の平均売上高を5年間で3倍（60億円）
・雇用数8万人創出　：0.1万人（2015年度）

○地方移住の推進
・年間移住あっせん件数 11,000件
：約7,600件（2015年度）

○企業の地方拠点機能強化
・拠点強化件数7,500件増加　：1,403件※
・雇用者数4万人増加　：11,560人※
※地域再生計画（H28.11）に記載された目標値

○地方大学活性化
・自道府県大学進学者割合平均36%
：32.2%（2016年度）

○若い世代の経済的安定
・若者の就業率79%に向上　：76.1%（2015年）

○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100%
：86.4%（2015年度）

○働き方改革とワーク・ライフ・バランス実現
・男性の育児休業取得率13%　：2.65%（2015年）

○「小さな拠点」の形成
・「小さな拠点」の形成数 1000か所
：722か所（2016年度）
・住民の活動組織（地域運営組織）形成数 3,000団体　：1,680団体（2015年度）

○「連携中枢都市圏」の形成
・連携中枢都市圏の形成数 30圏域
：17圏域（2016年10月）

○既存ストックのマネジメント強化
・中古・リフォーム市場規模20兆円
：11兆円（2013年）

主な施策

①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
・地域の技の国際化（ローカルイノベーション）、地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング）、地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）
・事業承継円滑化のため税理士の知見をM&Aに活用する実証的事業
・地域経済を牽引する地域未来牽引事業を支援するため、法的枠組みをはじめ、新たな税制・補助制度、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせて、集中的に支援

②観光業を強化する地域における連携体制の構築
・日本版DMO候補法人登録制度の効果的運用による優良事例の横展開等の実施、DMOの安定的な財源確保の検討
・スポーツツーリズムの推進、古民家等の歴史的資源の活用
・観光消費拡大等のための受入環境整備

③農林水産業の成長産業化
・「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂（生産資材価格引下げ、流通・加工構造の改革、生乳流通改革、土地改良制度の見直し、収入保険制度の導入、輸出インフラの整備）
・在外公館、ジャパンハウスも活用した農林水産物・食品の輸出拡大
・農工法の見直し等において、地方創生に資する、農泊やサテライトオフィス、ICT、バイオマス、日本版CCRCを追加

④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策
・プロ人材の還流の加速化、都市部大企業との連携強化による多様な人材交流

①政府関係機関の地方移転
・政府機関移転の着実な推進、サテライトオフィスの可能性の検討

②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

③地方移住の推進
・子供たちを含めた都市と農山漁村交流の推進、農泊、「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」の推進
・「地域おこし協力隊」の拡充

④地方大学の振興等
・知の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着プラン、地域人材育成プラン
・地方大学の振興、地方における雇用創出、東京の大学新増設の抑制・地方移転の促進等の検討

⑤地方創生インターンシップの推進

①少子化対策における「地域アプローチ」の推進

②若い世代の経済的安定

③出産・子育て支援

④地域の実情に即した「働き方改革」の推進
・「地域働き方改革会議」における働き方改革の推進（「包括的支援」「アウトリーチ支援」「地方就労・自立支援」等の取組普及）

①まちづくり・地域連携
・空き店舗対策についてインセンティブ、ディスインセンティブ両面から検討
・クラウドファンディング等による空き店舗等の再生のための不動産特定共同事業制度の見直し

②「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）
・地域運営組織の持続的な活動のため農協や商工会等との連携、地縁型組織の法人化に適した法人制度のあり方の検討

③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

④住民が地域防災の担い手となる環境の確保

⑤ふるさとづくりの推進

⑥健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

⑦温室効果ガスの排出を削減する地域づくり

地方創生の現状を踏まえた検証・改訂

地方創生をめぐる現状認識

①人口減少に歯止めがかかっていない

<H27年>
・総人口：H22年より約96万人減少
（国勢調査開始以来初の人口減少）

②東京一極集中が加速

<H27年>
・東京圏への転入超過は12万人
（４年連続増加）

③地方経済と大都市経済で格差が存在

・東京圏とその他の地域との間に「稼ぐ力」の差が生じている

地方創生は、本格的な「事業展開」の段階へ

26年度

総合的な施策メニュー整備

・まち・ひと・しごと創生長期ビジョン
・まち・ひと・しごと創生総合戦略
・地方創生先行型交付金

27年度～

地方版総合戦略の策定終了

・まち・ひと・しごと創生基本方針2015
・まち・ひと・しごと創生総合戦略
（2015改訂版）
・地方創生加速化交付金
・地方拠点強化税制

28年度～

本格的な「事業展開」

・まち・ひと・しごと創生基本方針2016
・まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）
・地方創生推進交付金・拠点整備交付金
・企業版ふるさと納税

2020年の主な基本目標・ＫＰＩ

「しごと」をつくる

・若者雇用創出数（地方）
５年間で30万人
➡9.8万人創出

・若年者の正規雇用等
全世代と同水準へ
➡格差縮小

・農林水産業６次産業化
市場規模 10兆円
➡5.1兆円

「ひと」の流れを変える

・地方と東京圏との
転出入の均衡
➡東京圏への転入超過12万人

地方⇒東京圏　６万人減
➡２万人増（49万人）
東京圏⇒地方　４万人増
➡0.3万人減（37万人）

結婚・子育ての希望実現

・第１子出産前後の女性
継続就業率 55%
➡53.1%

・男性育休取得 13%
➡2.65%

・支援ニーズの高い妊産
婦への支援実施 100%
➡86.4%

「まち」をつくる

・立地適正化計画を作成
する市町村 150市町村
➡４市町村

・「小さな拠点」の地域運
営組織形成数 3,000団体
➡1,680団体

・連携中枢都市圏の形成数
30圏域
➡17圏域

主要な政策メニュー

Ⅰ 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

ローカル・アベノミクスの推進 －「地方の平均所得の向上」

- ○ 地域資源を活用した企業づくり
- ○ 遊休資産の活用
- ○ 地域未来牽引事業

Ⅱ 地方への新しいひとの流れをつくる－ 「ライフスタイルの見つめ直し」

- ○ 政府関係機関の移転
- ○ 企業の地方拠点強化
- ○ 地方大学の振興等
- ○「生涯活躍のまち」構想

Ⅲ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ○「地域アプローチ」による少子化対策・働き方改革

Ⅳ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ○ ｺﾝﾊﾟｸﾄｼﾃｨの形成
- ○「小さな拠点」の形成
- ○連携中枢都市圏

ローカル・アベノミクスの一層の推進

アベノミクスを全国津々浦々に浸透させるため、地方の「平均所得の向上」

■一次産品・観光資源など地域資源を活用した永続性のある企業づくり

■空き店舗・遊休農地・古民家等の遊休資産を活用する取組

①空き店舗

・全国的な状況を精査しつつ、インセンティブ施策・ディスインセンティブ施策両面から検討し、2017年春を目途にとりまとめ

・「ふるさと投資」による空き店舗等の再生のため、不動産特定共同事業制度の見直し

②遊休農地

・既存の対策に加え、農村地域工業等導入促進法の改正等により、農村地域に、農泊やサテライトオフィス、ICT、バイオマス、日本版CCRCなどの地方創生に資する産業を導入促進

③古民家

・「歴史的資源を活用した観光まちづくりTF」で検討課題を整理し、具体的支援策を含む全国展開方策等の検討を行い、2016年度末を目途にとりまとめ予定

■第４次産業革命等の地域の未来につながる地域未来牽引事業への投資促進

・地域経済を牽引する地域未来牽引事業を支援するため、地域未来投資促進法案により、新たな税制・補助制度、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせて、集中的に支援

地方創生推進交付金で重点的に支援

空き店舗活用方策の検討

○地域の「稼ぐ力」を向上させるためには、遊休資産の有効活用が必要。特に、需要密度が相対的に高い商業地域においては、空き店舗の解消が大きな課題となっている。
○全国的に商店街の空き店舗に関する状況を精査し、インセンティブ施策、ディスインセンティブ施策の両面から検討を行い、その結果について2017年春を目途に取りまとめ。

空き店舗を上手に活用しながら、商店街を活性化させた特徴的な事例

【岩村田本町商店街（長野県佐久市）】

地域のコミュニティスペース、コミュニティビジネス創業の場として空き店舗を活用。多くの地元関係者を巻き込む。

【油津商店街（宮崎県日南市）】

「250mのシャッター通りに、4年間で20以上の新規出店を実現すること」をKPIとし、マネージャーを外部公募。333人の中から選ばれた人物が中心となり、商店街を再生。

↑人通りが少なく、お店の前で野球ができた

→商店街の同じ場所に、東京からITベンチャー ポート（株）が出店

4年目を迎え、17店舗の新規出店が実現

【円頓寺商店街（愛知県名古屋市）】

1階をカフェ＆レストラン、2階をゲストハウスとして2015年4月に再オープンした老舗喫茶店では、地元の人々だけでなく、多くの外国人旅行者の利用があり、地域のコミュニケーション拠点に。

政府関係機関の地方移転の取組について（概要）

今般の取組の趣旨

東京一極集中是正の観点から、道府県からの提案を踏まえ、以下の基本的視点に立って検討。

① 地方創生の視点から「しごと」と「ひと」の好循環につながるか
② 全国を対象とした国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか
③ 全国の中で「なぜ、そこか」について移転先以外を含めて理解が得られるか
④ 地元の官民の協力・受入体制はどうか（それにより、国の新たな財政負担は極力抑制、拡充方向が出ているもの以外の組織・人員の肥大化抑制）

研究機関・研修機関等の地方移転について

（1）基本方針：地域の研究機関等と連携を図ることで、地方創生に役立ち、かつ国の機関としての機能の維持・向上も期待できるものを移転。　※対象23機関・50件
（2）今後の進め方：それぞれの取組について、平成28年度内に、関係者間（国・地方の産学官）で共同して作成する具体的な展開を明確にした5～10年程度の年次プランに基づき、取組を進める。政府においてフォローアップ。

中央省庁の地方移転について

（1）基本方針：国の機関としての機能の維持・向上の視点から、
①「危機管理業務」「外交関係業務」「国会対応業務」に留意しつつ、
②「施策・事業の執行業務」及びそれと密接不可分な「政策の企画・立案業務」について、できる限り現場に近いところで実施することが適当との観点から検討を行い、7つの局庁について取りまとめ。

（2）今後の進め方
○文化庁については、「文化庁の移転について」（平成28年12月19日文化庁移転協議会決定）に基づき、平成29年度 には、一部の先行移転として「地域文化創生本部（仮称）」を京都に設置する等、全面的な移転を計画的・段階的に進めていく。
○消費者庁については、平成29年度に徳島県において、「消費者行政未来創造オフィス（仮称）」を開設する。3年後 を目途に検証し、見直しを行う。
○総務省統計局については、和歌山県に「統計データ利活用センター（仮称）」を置き、統計ミクロデータ提供等の業務を平成30年度から実施する。
○特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁については、地方支分部局等の体制整備を行い、具体的な取組を進める。
○国の機関としての機能発揮の検証（社会実験）、サテライトオフィスの可能性の検討を行う。

地方拠点強化税制について（平成29年度税制改正大綱）

拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の強化を支援

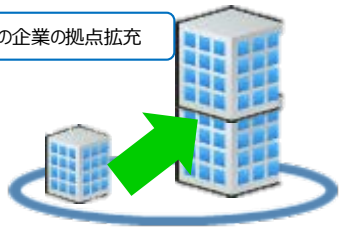

移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深堀り

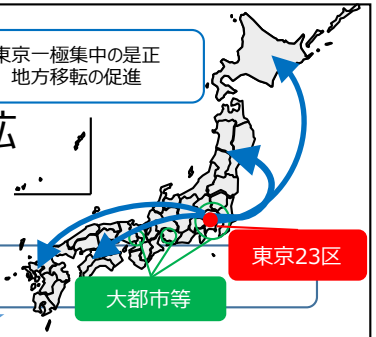

地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事認定）

オフィス減税

拡充型(含対内直投)

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**特別償却15%又は税額控除4%**

※平成29年度税制改正大綱において、平成29年度に2%に引き下げられる予定であった税額控除率を現行水準の4%まで引き上げられることとされている。

移転型

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**特別償却25%又は税額控除7%**

※平成29年度税制改正大綱において、平成29年度に4%に引き下げられる予定であった税額控除率を現行水準の7%まで引き上げられることとされている。

雇用促進税制(特則)

拡充型(含対内直投)

諸要件（事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等）を満たした上で

①法人全体の増加雇用者数が5人(中小企業は2人)かつ雇用増加率が10%以上の場合、**増加雇用者1人当たり最大６０万円**(※)**を税額控除**

②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり最大30万円(※)を税額控除

（※）①②新規雇用者に占める新規の非正規雇用者の比率が４割を超える場合には、超えた分は一部減額

移転型

諸要件（事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等）を満たした上で

①**増加雇用者1人当たり最大９０万円を税額控除**

《拡充型最大60万円（※）に、地方拠点分は更に増加雇用者1人当たり30万円上乗せ》

（※）①新規雇用者に占める新規の非正規雇用者の比率が４割を超える場合には、超えた分は一部減額

②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続(※)

（※）②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用

地域再生計画の認定状況（平成28年11月）：44道府県 51計画　雇用創出数：11,560人

拡充型の例

○福井県　日華化学(株)
グローバルな環境意識や技術開発スピードの変化に応えるため、本社敷地内に製品開発研究を行う研究所を整備

○岡山県　ヤンマー(株)
植物の有用品種の研究、栽培管理法の研究開発等の研究拠点として、倉敷市に研究所を整備

○広島県　中外テクノス（株）
事業拡張に伴う研究機能の強化を図るため、広島市内において研究施設を整備

移転型の例

○茨城県　(株)東京ネジ製作所
経営の合理化や研究開発機能の強化を図るため、つくば市内に建設する新工場に事務所等を併設し、東京都葛飾区にある本社機能を移転

○富山県　ＹＫＫ　ＡＰ（株）
黒部事業所内にＹＫＫ　ＡＰ株式会社の本社機能の一部を東京都墨田区から移転

○福岡県　（株）ユー・エス・イー
クラウドサービス事業を行う同社が、東京都渋谷区にある本社から、調査・企画・開発部門、総務・経理・人事管理部門の一部を久留米市に移転

大学数、学生数の現状

○　学校数及び学生数に関して、私立大学の占める割合は７割を超えている。
○　東京圏の学生数は、全国の４割を占めている。（東京圏の人口は、全国の約３割を占めている。）

学校数

	合計				構成比			
		国立	公立	私立		国立	公立	私立
全国	777	86	91	600	100.0%	11.1%	11.7%	77.2%
東京圏	223	16	6	201	28.7%	2.1%	0.8%	25.9%
東京都	137	12	2	123	17.6%	1.5%	0.3%	15.8%
神奈川県	31	2	2	27	4.0%	0.3%	0.3%	3.5%
埼玉県	28	1	1	26	3.6%	0.1%	0.1%	3.3%
千葉県	27	1	1	25	3.5%	0.1%	0.1%	3.2%
地方圏	554	70	85	399	71.3%	9.0%	10.9%	51.4%

学生数

	合計				構成比			
		国立	公立	私立		国立	公立	私立
全国	2,873,624	610,401	150,513	2,112,710	100.0%	21.2%	5.2%	73.5%
東京圏	1,171,386	113,335	18,170	1,039,881	40.8%	3.9%	0.6%	36.2%
東京都	746,397	76,231	9,658	660,508	26.0%	2.7%	0.3%	23.0%
神奈川県	193,878	12,066	6,013	175,799	6.7%	0.4%	0.2%	6.1%
埼玉県	119,999	8,705	1,770	109,524	4.2%	0.3%	0.1%	3.8%
千葉県	111,112	16,333	729	94,050	3.9%	0.6%	0.0%	3.3%
地方圏	1,702,238	497,066	132,343	1,072,829	59.2%	17.3%	4.6%	37.3%

※学生数には学部のほか大学院の学生等を含む。

※文部科学省「学校基本統計（平成28年度）」より作成

各都道府県高卒者の大学進学先（自県・域内・東京圏・その他）

○　東京圏の大学には全国から進学しているが、特に東日本が中心となっている。
○　西日本では地域ブロックの中心となる府県への進学が多い。

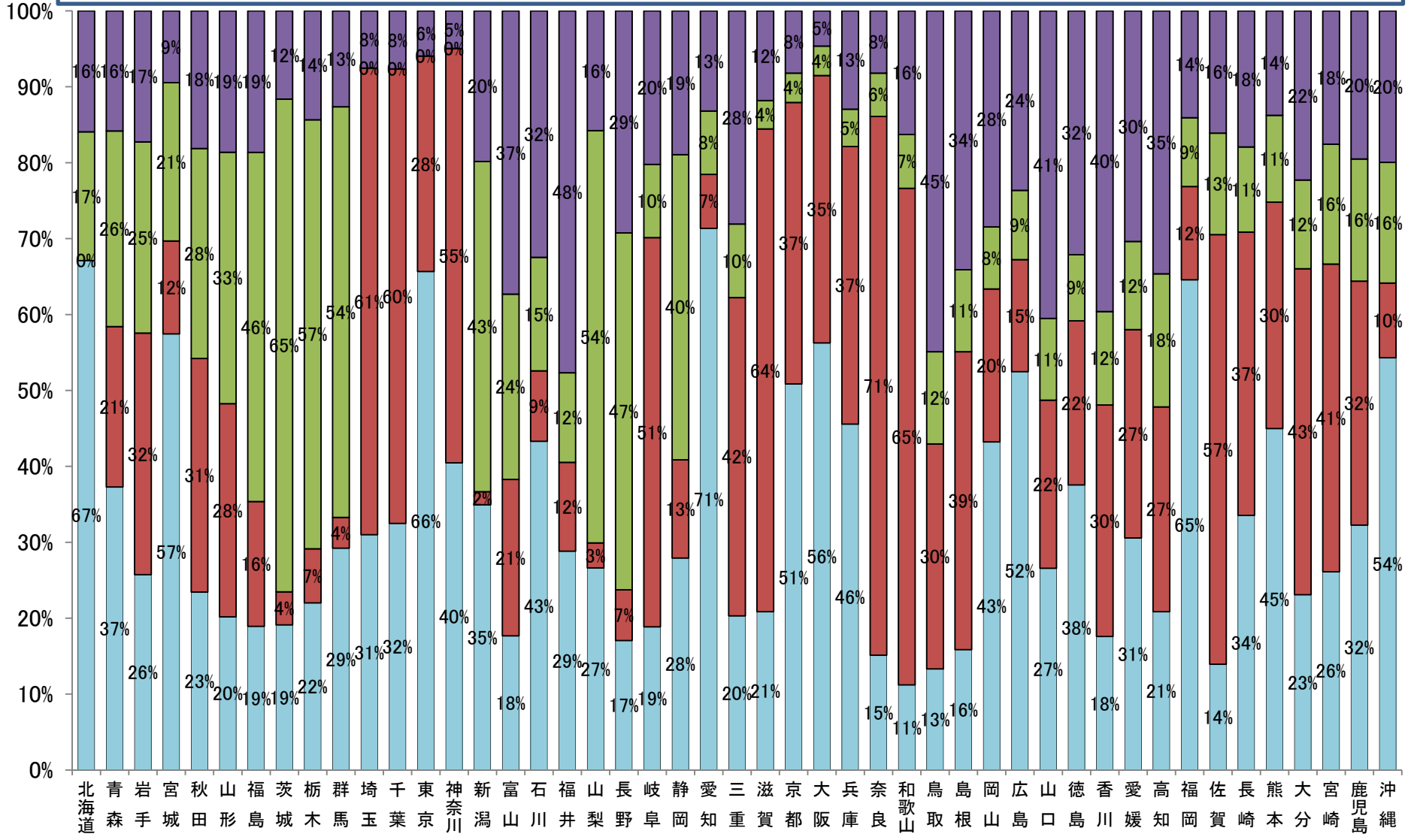

※地域区分：北海道、東北、関東（東京圏除く）、東京圏、甲信越、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

出典：文部科学省「学校基本統計（平成28年度版）」をもとに作成

地方大学の振興等

○地方大学の振興等に関する緊急抜本対策

（平成28年11月28日　全国知事会）

1　地方大学の振興

低廉な授業料、入学料の設定や、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対して、特別の財政措置を講ずること。併せて、地方大学・学部を新増設する場合には、大学設置基準の弾力的運用を認める等の特例措置を講ずること。

2　地方の担い手の育成・確保

地方就職者に対する奨学金の返還免除制度の創設や、地方が行う研修・訓練等に対する支援の充実などにより、地方を担う個性豊かで多様な人材の育成・確保を図ること。併せて、初等中等教育や地方大学を含む高等教育については、地域の将来を支える人材育成に欠かせない基盤であり、教職員定数や国立大学の運営交付金等の充実をはじめ、機能強化を図ること。

3　大学の東京一極集中の是正

東京23区における大学・学部の新増設を抑制するとともに、定員管理の徹底を図ること。併せて、東京23区から地方への移転の促進を図るとともに、それに対する特別の財政措置を講ずること。

4　立法措置による東京一極集中の是正の実現

次期通常国会において、上記１から３までに掲げる対策に必要な立法措置を講ずること。

○まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)

地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう、地方大学の振興、地方における雇用創出と若者の就業支援、東京における大学の新増設の抑制や地方移転の促進等についての緊急かつ抜本的な対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討し、2017年夏を目途に方向性を取りまとめる。

【地方にキャンパスを置く大学の事例】

東京理科大学　長万部（おしゃまんべ）キャンパス

○基礎工学部1年次を北海道長万部町で学ぶ。
○大自然の中での四季折々の実体験や地域との交流を通じ、豊かな人間性の醸成を目指す。
○学生数256名は、長万部町の総人口の6%を占める。

【国立大学における特色ある学部等設置事例】

山口大学　国際総合科学部

○国際社会及び科学技術に関する複眼的・総合的な諸問題の調整・解決に貢献する人材を養成。
（長期留学の必修化、デザイン思考を備え、自治体・企業と連携した課題解決型プロジェクトの実施）

特色①　海外留学

■　高い英語力を保証するため、原則として１年間の海外留学を実施。卒業要件として、ＴＯＥＩＣスコア７３０点取得を課す。

特色②　デザイン科学

■　新たな価値提案デザインを修得することで、課題を自ら発見し、解決する能力を身に付ける。

特色③　プロジェクト型課題解決演習

■　４年次にプロジェクト型課題演習を履修。それまでに身につけた全ての能力をより実践的に使うため、企業や自治体と連携し、実際の課題に１年間取り組む。

【山口大学キャンパス】

生涯活躍のまち（日本版ＣＣＲＣ※）構想

※Continuing Care Retirement Communityの略

◎地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民（多世代）と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを目指す。

１．中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

・東京圏等大都市から地方への移住にとどまらず、地域内で近隣から「まちなか」に住み替えるケースも想定。
・入居者は、中高年齢期の早めの住み替えや地域での活躍を念頭に置き、50代以上を中心。
・移住希望者に対し、きめ細やかな支援（事前相談、お試し居住など）を展開。

２．「健康でアクティブな生活」の実現

・健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

３．地域住民（多世代）との協働

・地域社会に溶け込み、入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も。

４．「継続的なケア」の確保

・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。

従来の高齢者施設等		「生涯活躍のまち」構想
主として要介護状態になってから選択	居住の契機	**健康時から選択**
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	**仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）**
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	**地域に溶け込んで、多世代と協働**

５．地域包括ケアシステムとの連携

・受入れ自治体において、地域包括ケアシステムとの連携の観点から、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備（既存福祉拠点の活用、コーディネーター兼任等）することが望まれる。
空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも。

有識者会議「最終報告」とりまとめ（平成27年12月11日）

◎「生涯活躍のまち」の制度化が盛り込まれた「地域再生法の一部を改正する法律」が成立（平成28年４月20日施行）

※認定された地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業関係）数：12計画
〔北海道函館市、青森県弘前市、茨城県阿見町、石川県白山市、山梨県都留市、長野県佐久市、兵庫県三木市、鳥取県南部町、岡山県奈義町、徳島県三好市、福岡県北九州市、大分県別府市〕

◎関係府省からなる支援チームの立ち上げ（平成28年３月11日）

◎地方創生推進交付金等による先駆的な取組の支援

※地方創生推進交付金の活用状況（生涯活躍のまち分野） 51事業（2県48市町）

⇒「生涯活躍のまち」の取組を進めている地方公共団体数：100団体（2020年）を目指す。

生涯活躍のまち形成事業の取組事例

地方公共団体名	地域再生計画の名称	地域再生計画の区域の範囲	地域再生計画の概要	主なＫＰＩ
石川県白山市 	多世代参加による生涯健康・活躍を目指す「ごっちゃ」プロジェクト	白山市の区域の一部（出城地区）	白山市、社会福祉法人佛子園、学校法人金城学園金城大学の3者が相互に連携・協力し、社会福祉法人佛子園本部の拠点となっている白山市の区域の一部である出城地区を対象に、タウン型・大学連携型CCRCの実現を目指す。希薄になりつつある地域や世代間の関係性を解消し、安心・安全で文化的な生活をし、生涯住み続けたいと思うまちづくりを進めるため、社会福祉法人佛子園の多機能施設を中核とし、高齢者・子ども・障害者・学生などが「ごちゃまぜ」で暮らせる地域・多世代交流等を支援する取組によるまちづくりに取り組む。	○北安田町（出城地区の一部）の世帯数 ：平成28年度　630世帯 →　平成32年度　660世帯
長野県佐久市 	臼田地区生涯活躍のまち計画	佐久市の区域の一部（臼田地区）	佐久総合病院を中心に住民とともに育んできた地域医療の歴史、地域と一体となった保健予防活動などによる全国トップレベルの「健康長寿」の実現、地域包括ケアが充実している強みと、就業やボランティア活動、生涯学習活動など社会活動参加へのワンストップでの体制を構築することで首都圏等の中高年齢者の移住を促し、移住者が地域社会との共働により、相互が主体として「愛され、褒められ、期待され、期待に応える」幸福のサイクルを体現し、必要に応じて医療・介護を受けながらずっと住み続けることができるまちを実現する。	○移住促進センターにおける相談者のうち佐久市への移住者数：（※住まい整備が整うまでは移住相談件数） ：平成28年度末　200件（相談件数） 平成29年度末　200件（相談件数） 平成30年度末　40世帯（世帯数）
岡山県勝田郡奈義町 	自然とアートの「生涯『総』活躍のまち」づくり計画	岡山県勝田郡奈義町の全域	奈義町では、進学や就職を機に若い世代が町外へ流出し、人口減や高齢化が進んでいる。 中山間地域の小規模自治体であっても、町の強みである「自然」と「アート」を活用し、奈義町でしか体験できない社会的活動や理想的な住まい、継続的なケアを提供し、地域の自然・文化・歴史等を踏まえた「タウンプライド」の下で、年齢や性別、障害や課題の有無等に関わらず、全ての町民や訪れた人が、自分らしい「豊かな暮らし」「豊かな時間」を過ごすことができる、「生涯『総』活躍」のまちづくりに取り組み、偏りのない構成での人口維持を目指す。	○社会増 ：平成28年度　50人 →　平成32年度　150人

健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）より抜粋

【施策の概要】
急速な高齢化が進展、高齢者世帯の増加や単身化が進行する中で、住民個人による疾病・介護予防や健康増進の取組を支援し、その結果として健康寿命をのばし、生涯現役の社会づくりを推進することは、今後、ますます重要となる。このため、地域の実情に応じて、地域の資源や関係施策を有機的に連携させながら、より多くの住民が健康で生き生きと暮らしていけるような地域づくりに地方公共団体が取り組むことを推進する。

【主な重要業績評価指標】
■2020年までに健康寿命を１歳以上延伸（2010年比）（2025年までに健康寿命を２歳以上延伸）

【主な施策】

◎ (4)-(カ)-① 疾病予防や健康づくりの推進による地域の活性化

「人生90 年」という超高齢社会が到来する中で、重症化予防や健康づくり対策によって住民の健康長寿の実現を図ることは重要な課題である。そのため、地域の資源や関係施策等を有機的に連携させながら、より多くの住民が疾病・介護予防や健康増進に関心を持って取り組めるような地域づくりの実例を収集し、これを情報提供することにより、各地域での取組を推進する。
具体的には、例えば、地域の商店街等の協力を得て住民の予防・健康増進の取組にインセンティブを付与し参加を促す事例や快適な歩行空間の整備等を通じて市民の外出機会を増やす事例（スマートウエルネスシティの取組）など、他の地方公共団体での取組の参考となる事例を提供し、地域の実情に応じた取組を促進する。

ライフスタイルの見つめ直し

働き方を含めて、高度経済成長期のようなライフスタイルを見つめ直す時期

■地方生活の魅力の見直し・歴史の発掘・文化の振興

・地方…豊かな自然、固有の歴史・文化・伝統、特色ある農林水産物などの魅力にあふれる

・ひと…生まれ育った郷土への誇り、愛着を持つ

地方の魅力の
再発見、発信

自らが生まれ育った「郷土
への誇り・愛着」の醸成

歴史の発掘、
地域文化の振興

『そうだ、地方で暮らそう！』国民会議（第３回）
2017年２月17日に「ライフスタイルの見つめ直し」をテーマに開催
（内閣官房HPに掲載）

出生率の地域差

- 合計特殊出生率の最低が1.24（東京都）、最高が1.96（沖縄県）。九州中国地方が高い傾向にある。
- まち・ひと・しごと創生長期ビジョンでは、若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上することが見込まれるとされている。2020年に1.6、2030年に1.8、2040年に2.07となると、2060年の人口は約１億200万人になることが予測されている。なお、現在において、出生率1.8以上の市町村は120団体である。

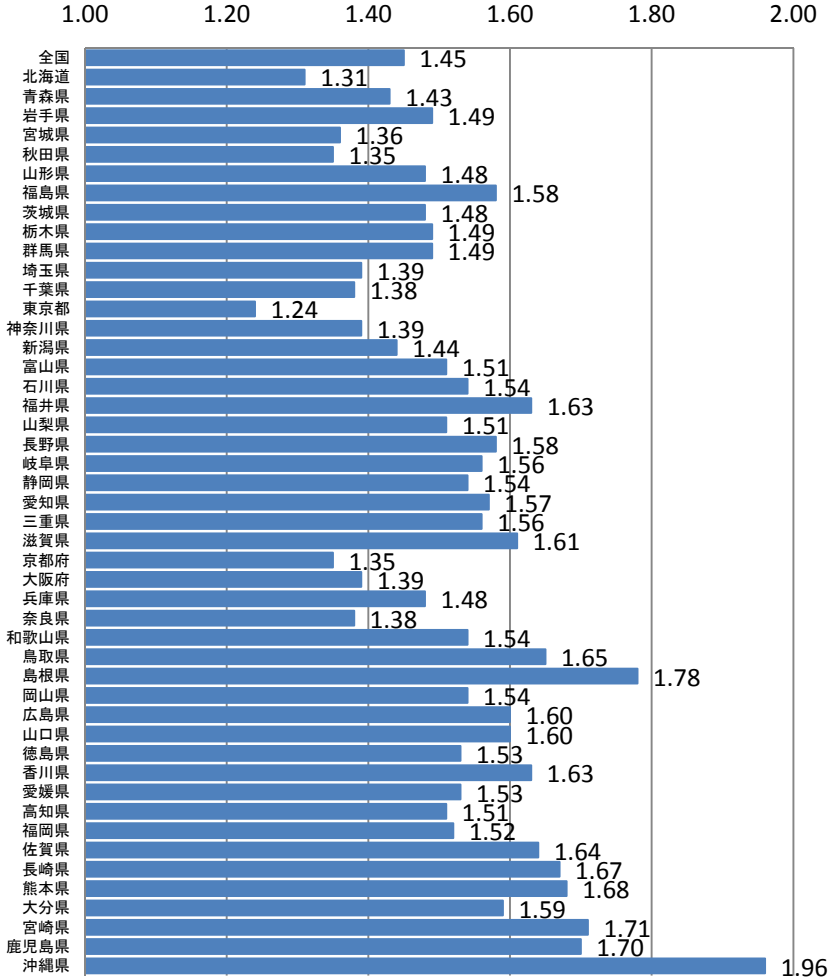

H27年出生率が高い順（都道府県）

1	沖　縄	1.96	25	愛　媛	1.53
2	島　根	1.78	26	福　岡	1.52
3	宮　崎	1.71	27	富　山	1.51
4	鹿児島	1.70	28	山　梨	1.51
5	熊　本	1.68	29	高　知	1.51
6	長　崎	1.67	30	岩　手	1.49
7	鳥　取	1.65	31	栃　木	1.49
8	佐　賀	1.64	32	群　馬	1.49
9	福　井	1.63	33	山　形	1.48
10	香　川	1.63	34	茨　城	1.48
11	滋　賀	1.61	35	兵　庫	1.48
12	広　島	1.60	36	新　潟	1.44
13	山　口	1.60	37	青　森	1.43
14	大　分	1.59	38	埼　玉	1.39
15	福　島	1.58	39	神奈川	1.39
16	長　野	1.58	40	大　阪	1.39
17	愛　知	1.57	41	千　葉	1.38
18	岐　阜	1.56	42	奈　良	1.38
19	三　重	1.56	43	宮　城	1.36
20	石　川	1.54	44	秋　田	1.35
21	静　岡	1.54	45	京　都	1.35
22	和歌山	1.54	46	北海道	1.31
23	岡　山	1.54	47	東　京	1.24
24	徳　島	1.53		全国	1.45

H20年～H24平均の出生率が高い市町村（30番目まで）

1	鹿児島県	伊仙町	2.81
2	沖縄県	久米島町	2.31
3	沖縄県	宮古島市	2.27
4	沖縄県	宜野座村	2.20
5	長崎県	対馬市	2.18
6	鹿児島県	徳之島町	2.18
7	沖縄県	金武町	2.17
8	沖縄県	石垣市	2.16
9	長崎県	壱岐市	2.14
10	鹿児島県	天城町	2.12
11	鹿児島県	与論町	2.10
12	沖縄県	南風原町	2.09
13	熊本県	錦町	2.08
14	熊本県	あさぎり町	2.07
15	沖縄県	南大東村	2.07
16	沖縄県	多良間村	2.07
17	鹿児島県	長島町	2.06
18	鹿児島県	瀬戸内町	2.06
19	福岡県	粕屋町	2.03
20	鹿児島県	屋久島町	2.03
21	沖縄県	豊見城市	2.03
22	鹿児島県	南種子町	2.03
23	鹿児島県	知名町	2.02
24	熊本県	山江村	2.00
25	鹿児島県	和泊町	2.00
26	鹿児島県	喜界町	2.00
27	鹿児島県	中種子町	2.00
28	滋賀県	栗東市	1.99
29	沖縄県	糸満市	1.99
30	沖縄県	沖縄市	1.97

資料：厚生労働省「平成27年　人口動態統計確定数」、「平成20～24年　人口動態保健所・市区町村別統計 」

出生率に影響を及ぼす諸要因－働き方改革がポイント－

出生率は、「未婚率・初婚年齢」と「有配偶出生率」によって規定される。それぞれが様々な要因の影響を受けているが、その中で「働き方」は大きな部分を占めていると考えられる。

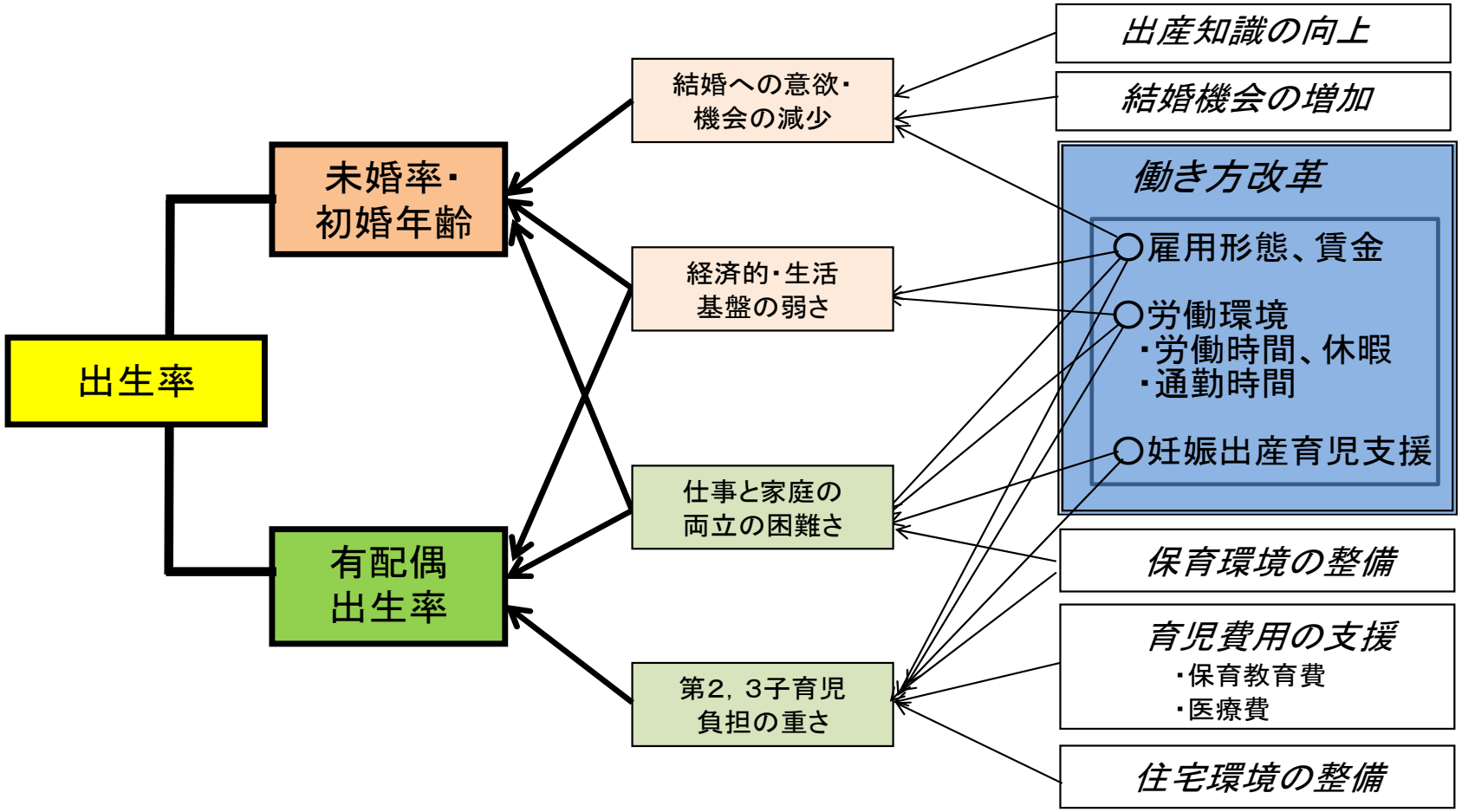

「地域少子化対策検証プロジェクト（第１回）」資料より

企業における働き方改革　取組事例

企業	取組の内容			取組の成果		
	①仕事と子育て・介護の両立可能な環境整備	②長時間労働是正、有給休暇取得促進	③若者・非正規雇用対策の推進	所定外労働時間の減少、休暇の増加	売上や利益の増加 生産性の向上	人材確保
ホシザキ東北株式会社 （卸売業，小売業 宮城県 従業員472名）	・仕事と介護の両立に係る研修の実施、介護休業・介護保険について情報提供を実施　等	・勤怠管理者に対する労働関係法令遵守の啓発資料を作成・周知、定時退社デーである毎週水曜日の午前中に早帰りメッセージを全社員へ送		・平成24年9月～平成26年8月までの期間の育児休業取得率100%（女性）、35.9%（男性） ・年次有給休暇の取得率.75.1%	・平成23年度比売上50%増	
				・平成27年4月、全国初で「プラチナくるみん」に認定		
医療法人社団順仁堂 （医療，福祉 山形県 従業員98名）	・求職者の希望に応じ、育児・孫育てのため夜勤回数を半減、免除	・誕生日に有休取得を推奨 ・給与支払日をノー残業デーに設定 ・各社員が残業しないと決めた日には「かえるバッジ」を着用して就業		・年次有休取得率35.7%（平成24年）⇒57.1%（平成26年） ・誕生日の年休取得75名（77%）（平成26年） ・月平均所定外労働時間数2.2時間（平成24年）⇒1.0時間（平成26年）		・看護師の離職率13.6%（平成24年）⇒0%（平成25年） ・新規雇用者が増加
株式会社シンコーメタリコン （製造業 滋賀県 従業員75名）		・会社独自の業務管理システム「シン魂」を購入、生産工程管理、作業時間管理等を一体化	・有期雇用や派遣労働などの非正規雇用を行わず、全員を正社員雇用とする	・「シン魂」導入により適正な生産管理を行った結果、業務効率化、所定外労働の削減につながった ・一人あたり1ヶ月所定外労働27時間（平成23年）⇒24時間（平成26年） ・年休取得日数5.1日（平成23年）⇒6.1日（平成26年）	・売上高が平成23年度比で15%増加	・国家技能検定合格 溶射技能士　1名/平成26年、2名/平成25年、1名/平成24年 機械加工技能士（円筒研削盤1級）　1名/平成26年、1名/平成25年
				・社員満足度86%「滋賀でいちばん大切にしたい会社」に認定（平成27年度滋賀県中小企業家同友会認定） ・平成23年度　関西IT百撰　最優秀企業 ・平成25年「現代の名工」に1名表彰（当社から3人目）		

地域アプローチによる働き方改革　「包括的支援」＋「アウトリーチ支援」

○　地域の企業や従業員を対象とした、労働時間等の職場環境、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、両立支援の整備など「働き方」に関する包括的支援をワンストップで行う拠点を地域の政労使等が連携して設置し、「働き方改革」に地域ぐるみで取り組み、働き方改革の取組が生産性の向上や質の高い労働者の確保につながる等といった好循環につなげる。

地域働き方改革会議（※）

取組の決定

※自治体、経済団体、労働団体、労働局の代表等で構成

地域働き方改革包括支援センター

企業や従業員に対する働き方改革の取組をワンストップで支援

労働局と連携

＜アウトリーチ支援＞

働き方改革アドバイザーを養成・確保

企業に対する相談支援、優良事例の紹介、各種助成措置の活用のアドバイス、セミナー開催など、きめ細かな支援。

＜企業認証＞

優良企業を認証し、成功事例として公表するほか、入札等で優遇。

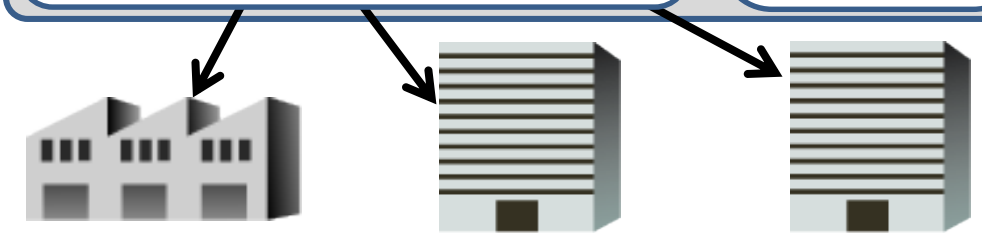

地方創生推進交付金の活用

＋

既存施策・助成金の活用等

取組事例

岡山県の取組

未来への投資！笑顔あふれる時間創出プロジェクト　～おかやま「仕事」と「家庭」両立推進事業～

県内の１人当たり総実労働時間が全国平均に比べ年間約１００時間も長い状況を打開するため、出産・育児・介護により離職する女性の復職や若者の離職防止を図る。

そのため、女性の復職に対しては、研修会による企業経営者の意識改革や、男性の育児休業取得に向けた企業への働きかけ、社会保険労務士等による女性の雇用環境改善に向けたアドバイス等を行うとともに、若者の定着に対しては、県内企業が実施するインターンシップへの支援や、人事担当者のスキルアップによる新卒者の育成支援等を実施する。

＜重要業績評価指標（KPI）＞

【29年3月】総実労働時間を削減した時間：19時間

【33年3月】総実労働時間を削減した時間：92時間(累計)

都市のコンパクト化と交通ネットワーク形成

- コンパクトシティの推進にあたっては、医療・福祉、地域公共交通、公共施設再編、中心市街地活性化等のまちづくりと密接に関係する様々な施策と連携し、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的な取組として進めていくことが重要。
- このため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定）に基づき、関係省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を設置し、この枠組みを通じて、現場ニーズに即した支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の「見える化」を図り、市町村の取組を省庁横断的に支援している。

【主な重要業績評価指標】
■立地適正化計画を作成する市町村数：150 市町村（2016 年9月末時点4市）
■立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数：100 市町村
■市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数：100 市町村
■公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
（三大都市圏）90.8%（2015 年度90.6%）、（地方中枢都市圏）81.7%（2015 年度79.1%）、（地方都市圏）41.6%（2015 年度38.7%）
■地域公共交通再編実施計画認定総数：100 件（2016 年9 月末時点13 件）

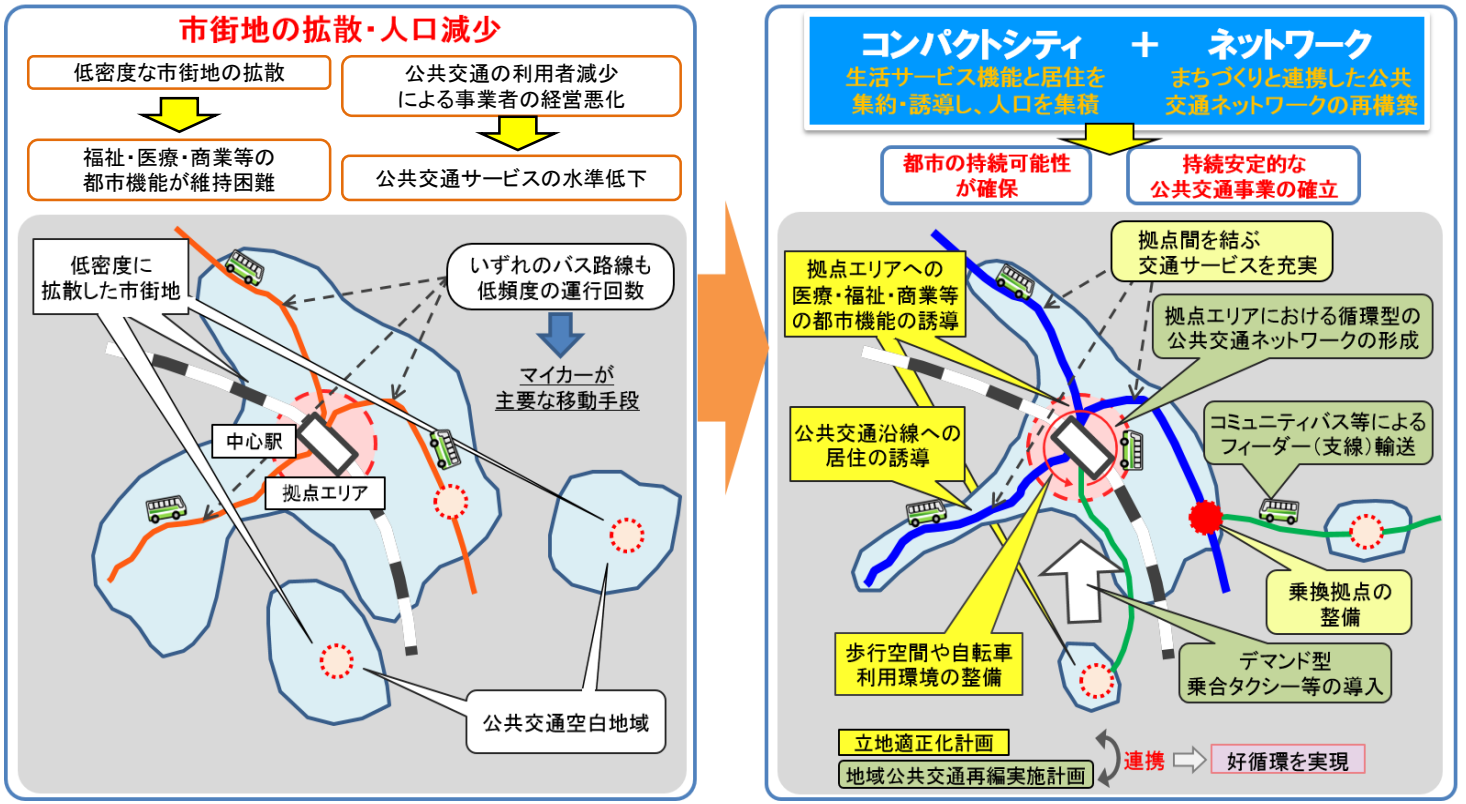

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成

◎中山間地域等において、将来にわたり持続的に集落で暮らせるようにするため、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）の形成が必要。

◎必要な生活サービス提供の事業や域外からの収入確保の事業を将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成（集落生活圏を維持するためのサービス集約化と周辺集落との交通ネットワーク化）が必要。

◎2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所（2016年度　722箇所）、地域運営組織を全国で3,000団体（2015年度 1,680団体）形成する。

取組イメージ

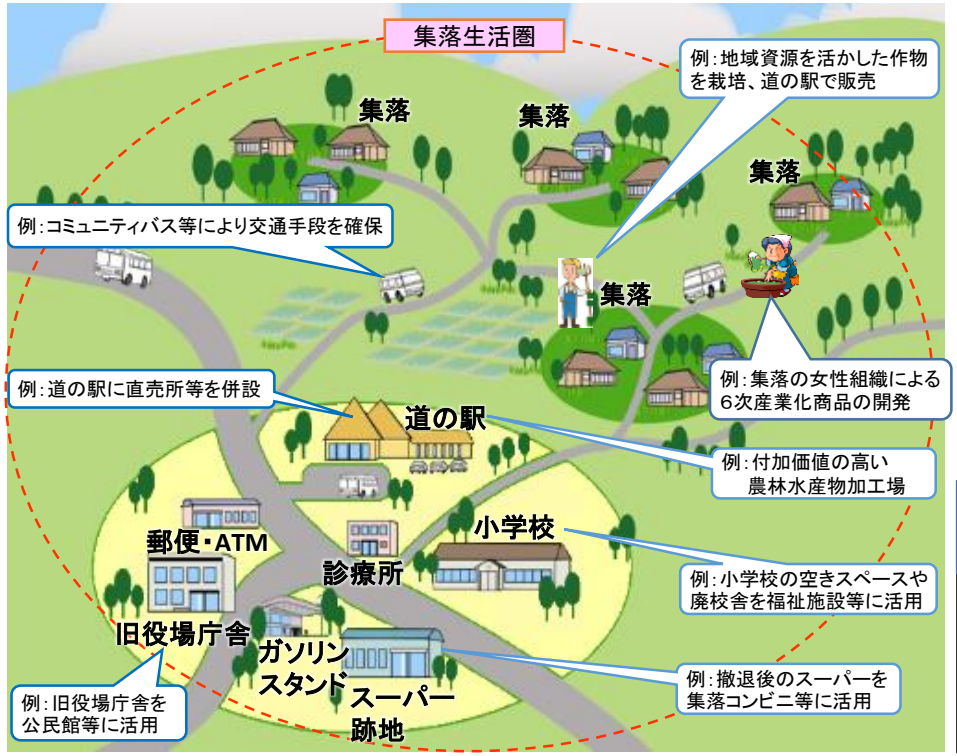

意識の喚起

○地域住民による集落生活圏の将来ビジョン（地域デザイン）の策定
・ワークショップを通じて住民が主体的に参画・合意形成

体制の構築

○地域住民が主体となった地域課題の解決に向けた多機能型の取組体制（地域運営組織）の形成
・地域デザインに基づき、住民や地場企業が役割分担を明らかにしながら、事業に取組む体制を構築

生活サービスの維持・確保

○日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、周辺集落との交通ネットワークの確保

地域における仕事・収入の確保

○地域に合った多機能型のコミュニティビジネスの振興、地域経済の円滑な循環の促進

地域運営組織の活動事例

●NPO法人きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）（地区人口：約2500人）

◇**設立経緯**：町の行財政改革に伴う公民館の公設民営化を契機とし、様々な課題が見られた地域を再生させるために、住民説明と住民ワークショップを丁寧に繰り返し、平成19年に全世帯加入のNPO法人を設立。

◇**人材育成**：自治公民館から推薦を受けた地域の若者（18～25歳）がNPOに加入し、活動しつつOJTにより地域指導者へ育成する仕組みを構築。また、公民館活動等の学びの場により地域住民が事業ノウハウ等を取得し、地域で多様な事業を実施。

◇**主な活動内容**：

〇資金づくり
- 6次産業化を推進するため運営委員会を設置。女性の起業支援としてお弁当・惣菜加工所2ヶ所の事業化の支援や都市部と農村部の交流ビジネスを展開。
- 地元のコンビニに産直市場の設置。

〇子育て支援・青少年健全育成事業
- 子育て支援の一環として、学童保育を行う「放課後児童クラブきらり」を運営。
- 体験活動を通して「食」「命」「コミュニケーション」を学習する「わんぱくキッズスクール」の実施。

〇地域の安全・見守り活動
- 全世帯に防災無線を配備。
- 災害時の要援護者のサポーター登録。
- 地域全体で子どもたちを見守る「よしじまっ子見守り隊」
- 高齢者向けのコミュニケーション補完ツールとして、安否確認や買い物サービスなどができるタブレット型の端末を使った実証実験の実施。

地元コンビニに設置した産直市場

女性によるお弁当屋の起業

放課後児童クラブきらり

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

➢ 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携**し、**コンパクト化とネットワーク化**により、**人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成**

連携中枢都市圏に何が求められているのか

① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援　等

② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備　等

③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成　等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

➢ **地方自治法を改正**し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「**連携協約**」の制度を導入
（平成26年11月１日施行）

➢ 平成26年度～平成28年度は、**連携中枢都市圏の形成を推進**するため、国費により支援（30事業）

➢ **平成29年度予算**においても**２．１億円**を確保

➢ 平成27年度から **地方交付税措置を講じて全国展開**

➢ **連携中枢都市圏形成のための手続き**

連携中枢都市宣言 ⇒ 連携協約の締結 ⇒ 都市圏ビジョンの策定

【主な重要業績評価指標】
■連携中枢都市圏の形成数：30圏域（2016年度時点 17圏域）

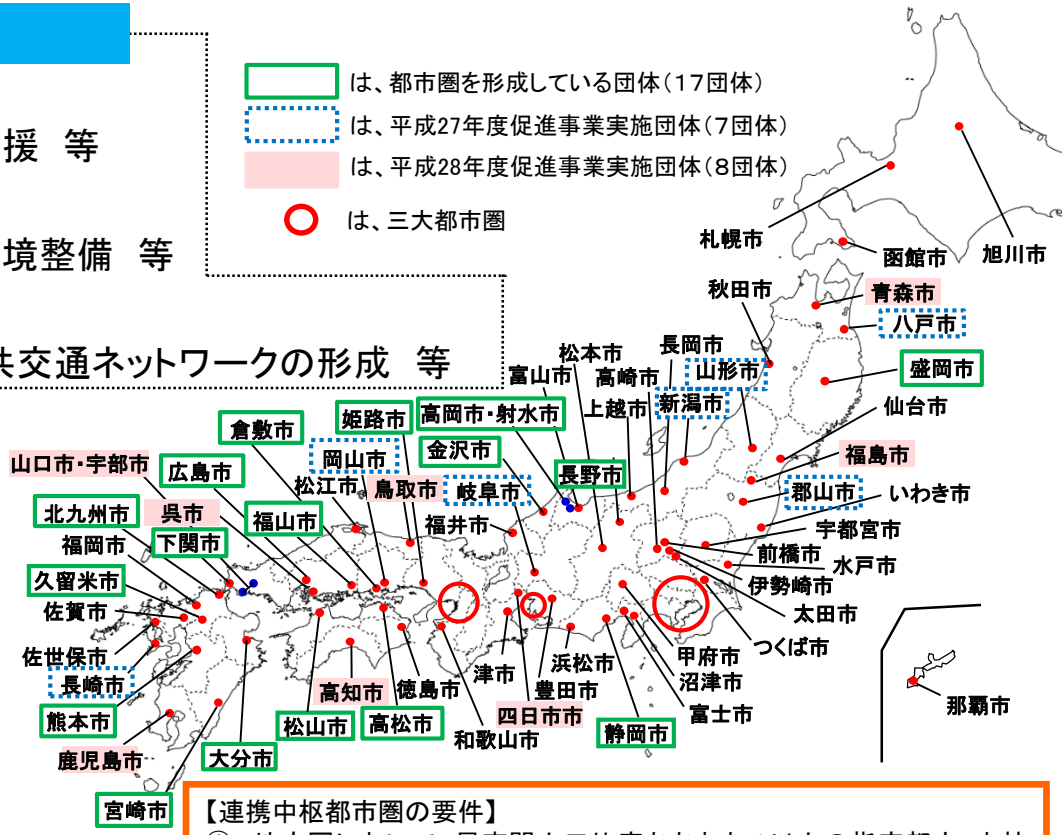

【連携中枢都市圏の要件】
① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね１以上の指定都市・中核市（●）と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

地方への支援（地方創生版・3本の矢）

■情報支援の矢

○地域経済分析システム（RESAS）

・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを見える化。
・ワンストップで、広報・普及、活用支援、開発・改善、利便性の向上を推進。

■人材支援の矢

○地方創生コンシェルジュ

・相談窓口を各府省庁に設置

○地方創生人材支援制度

・小規模市町村に、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を派遣

○地方創生カレッジ

・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

■財政支援の矢

○「地方創生推進交付金」（29年度予算：1,000億円（事業費：2,000億円））

官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

○「地方創生拠点整備交付金」（28年度補正予算900億円（事業費：1,800億円））

地方創生の深化に向けて効果の発現が高い施設等の整備・改修について重点的に支援

○「まち・ひと・しごと創生事業費」（地方財政措置）

・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細やかな施策を可能とする観点から地方財政計画（歳出）に計上（平成29年度1.0兆円）

○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

ＲＥＳＡＳ（リーサス：地域経済分析システム）の概要

目的

- 人口減少、過疎化が構造的に進展し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、地域の現状・実態を正確に把握した上で、将来の姿を客観的に予測し、その上で、地域の実情・特性に応じた施策の検討とその実行が不可欠。
- このため、国が、地域経済に係わる様々なビッグデータ（企業間取引、人の流れ、人口動態、等）を収集し、かつ、わかりやすく「見える化（可視化）」するシステムを構築することで、真に効果的な施策の立案、実行、検証（ＰＤＣＡ）を支援する。

①産業マップ

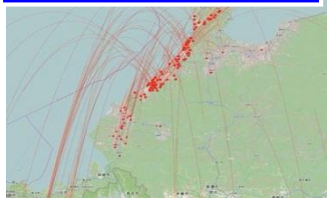

企業数・雇用・売上で地域を支える産業が把握可能に

行政区域を超えた産業のつながりが把握可能に（※）

②地域経済循環マップ

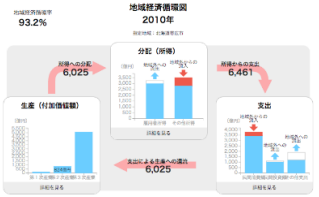

自治体の生産・分配・支出におけるお金の流入・流出が把握可能に

③農林水産業マップ

農業部門別の販売金額割合が把握可能に

農業経営者の年齢・農地の利用状況が把握可能に

④観光マップ

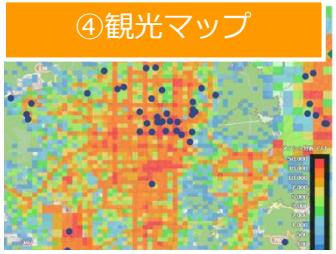

どこからどこに人が来ているか把握可能に

インバウンド観光動向が把握可能に

⑤人口マップ

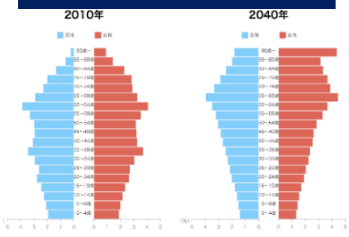

人口推計・推移、人口ピラミッド、転入転出を合算して把握可能に

地域の少子化と働き方の関係が把握可能に

⑥消費マップ

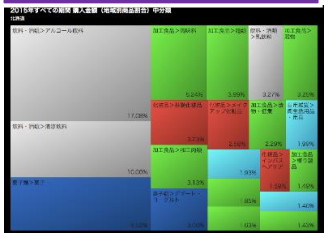

飲食料品や日用品の購入金額・購入点数の商品別シェアが把握可能に

⑦自治体比較マップ

各種指標を他の自治体と比較し、自らの位置付けを把握可能に

RESASに関する最新の情報はこちらから

https://resas-portal.go.jp/　“RESASポータル” で検索

RESASのご利用はこちらから

https://resas.go.jp/　（Google Chromeよりご覧ください）

（※）企業間取引データは、国および地方自治体の職員が一定の制約の下で利用可能な「限定メニュー」

地方創生人材支援制度

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣する。

＜制度概要＞

	派遣先市町村	派 遣 人 材 （国家公務員、大学研究者、民間人材）
対　象	以下の市町村を対象として募集する。 ア　市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること イ　市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること ウ　原則人口5万人以下	以下に該当する者を公募する。 ア　地方創生の取組に強い意欲を持っていること イ　市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること
役割	市町村長の補佐役として、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担う。	
派遣期間	①　副市町村長、幹部職員（常勤職）･･･原則2年間 ②　顧問、参与等（非常勤職）･･･原則1～2年間	
バックアップ体制	・派遣前に、地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方創生に関する取組についての講義等の研修を実施 ・派遣期間中には、派遣者同士の情報交換の場や、地方創生担当政務との意見交換の場として、年に４回程度、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を開催	

＜派遣実績＞

＜平成27年度派遣者＞

64市町村に派遣

- 国家公務員　41名
- 民間人材　10名
- 大学研究者　13名

＜平成28年度派遣者＞

58市町村に派遣

- 国家公務員　42名
- 民間人材　13名
- 大学研究者　3名

＜ 合計 122市町村 ＞

※平成29年3月現在

地方創生カレッジ

現　状：地方公共団体は、今後、地方版総合戦略に基づき、より具体的な事業を本格的に推進

課　題：事業推進には、高度な専門性を有する人材等が必要となるが、地方では不足しがち

方向性：**① 国が主導し、広く養成機関等の参加を得て、地方創生人材育成に向けた「連携の場」を形成**

② 地方創生カレッジを創設し、地方創生に真に必要かつ実践的なカリキュラムを整備するとともに、eラーニングにより幅広く提供

地域の動き

～27年度

地方公共団体は、地方版総合戦略を作成

28年度～

より具体的な事業を本格的に推進する段階

人材が不足

地方創生の実現

必要とされる地方創生人材

戦　略　全　体

戦略全体を俯瞰し、関係者等の合意を得る等、高度な専門性を有する人材

- ◆ 総合プロデューサー・首長の補佐
- ◆ 地域コミュニティのリーダー

個　別　分　野

個別分野に精通し、専門的な知見・経験を持って事業を経営・実行する人材

- ◆ 分野別プロデューサー
- ◆ 現場の中核人材

マッチング
→ ニーズに合った人材が活躍

候補人材が各々学ぶべき科目を選択して学習

2～3年で受講者1万人、5年で高度な専門性を有する人材500人以上の輩出を目指す

地方創生人材の養成

ニーズ調査　発信力の強化　地方創生マイスター

地方創生人材育成に向けた「連携の場」

A大学　B大学院　協会C　民間D

各々の取組が必ずしも十分に周知されていない

地方創生カレッジ

- 地方創生に真に必要かつ実践的なカリキュラム（eラーニング）を幅広く提供（※）

地方創生に係る各分野の第一人者等による講義

専門講座（DMO、生涯活躍のまち、まちづくり等）　基礎講座　等

※1　科目によって各種実地研修による学びとの組み合わせも活用
※2　大学等の既存の取組も前提にしつつ、不足する分野や地域への受講機会を提供

スケジュール予定（可能な限り前倒し実施）

28年3月 事業者の選定 → **4～6月** 地方創生人材育成に向けた「連携の場」の立ち上げ → **12月** カレッジ開講 → **29年1月～** 継続的に講座の更なる充実を図っていく

平成29年度　地方創生関連予算等について

① 地方創生推進交付金の確保　1,000億円

○　地方版総合戦略に基づいて、**地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な取組**に対し、地方創生推進交付金により支援することにより、地方創生の更なる深化を推進。

（対象事業例）ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO等）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等

○　交付対象事業については、**KPIの設定とそれに基づくPDCAサイクルの整備**を前提に、**地域再生法に基づく法律補助**の地方創生推進交付金により、複数年度にわたり、**継続的かつ安定的に支援**。

○　平成29年度からは、地方の要望を踏まえ、**交付上限額やハード事業割合などの点について運用の弾力化**を行うとともに、地方の「平均所得の向上」等の観点から地方創生にとって効果の高い分野を重点的に支援。

② 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）　6,536億円

○　「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。

ⅰ）**地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする**	**2,062億円**
ⅱ）**地方への新しいひとの流れをつくる**	**651億円**
ⅲ）**若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる**	**1,417億円**
ⅳ）**時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する**	**2,407億円**

③ まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）　1 兆円

○　地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成29年度地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（１兆円）を計上。

○　少なくとも総合戦略の期間である５年間は継続し、１兆円程度の額を維持。

④ 社会保障の充実　1 兆224億円

○　子ども・子育て支援制度の円滑な施行を進めるとともに、医療・介護サービスの提供体制改革等を促進。

地方創生推進交付金

29年度予算額　**1,000億円**（28年度予算額　1,000億円）

事業概要・目的

○本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援

①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

②ＫＰＩの設定とＰＤＣＡサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

※　地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（５ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定

具体的な「成果目標(KPI)」の設定 ⇄ 「PDCAサイクル」の確立

資金の流れ

国 → 交付金（１/２） → 都道府県 市町村

（１/２の地方負担については、地方財政措置を講じる）

対象事業・具体例

①先駆性のある取組

・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成

例）ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版ＤＭＯ）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点　等

②先駆的・優良事例の横展開

・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

・既存事業の隘路を発見し、打開するための取組

29年度からの運用弾力化

①　交付上限額の引上げ（事業費ベース）

【都道府県】	先駆	**6.0億円**	（28年度：4.0億円）
	横展開・隘路打開	**1.5億円**	（28年度：1.0億円）
【市区町村】	先駆	**4.0億円**	（28年度：2.0億円）
	横展開・隘路打開	**1.0億円**	（28年度：0.5億円）

※所得向上等の観点から特に効果的な取組は、交付上限額を超えて交付することが可能。

②　ハード事業割合

計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として1/2未満。ただし、**1/2以上になる事業**であっても、所得向上等の観点から**地方創生への高い効果**が認められる場合は**申請可能**。

地方創生推進交付金を活用した取組事例

事業名	唐津コスメ・グローカル・バリューチェーン構築事業	交付予定額	59,329 千円
地方公共団体名	佐賀県唐津市（からつし）、玄海町（げんかいちょう）		
事業概要	～美容健康産業のグローカル・バリューチェーン構築による雇用の創出～ コスメの原材料が豊富に採れる玄海エリアと、加工企業が集積している唐津エリアが連携し、一般社団法人である「ジャパンコスメティックセンター」が主体となり、日本産のコスメに興味を持つ海外市場（特にフランス）への展開や海外企業等の対日投資を促進し、原産地を活用した産業の育成と雇用の創出を図る。 ＜重要業績評価指標（KPI）＞ 【29 年 3 月】本事業の関連で創出した新規雇用者数：１人 域内企業・生産者がサプライチェーンの一部として関与する原料・商品などの輸出件数：0 件 【33 年 3 月】本事業の関連で創出した新規雇用者数：500 人 域内企業・生産者がサプライチェーンの一部として関与する原料・商品などの輸出件数：30 件		

事業名	水郷筑波・サイクリングによるまちづくりプロジェクト	交付予定額	14,160 千円
地方公共団体名	茨城県、土浦市（つちうらし）、阿見町（あみまち）		
事業概要	～サイクリングを起爆剤とした、潜在的なニーズの掘り起しによる観光誘客～ 茨城県では、長距離かつ平坦な「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の整備を進めており、市町村、民間事業者を巻き込んだ地域全体でのサイクリングへの取組が活発化している。このため、乗り捨て可能な広域レンタサイクルシステムの整備や、インバウンドツアー、霞ヶ浦クルーズと併せたツアーの構築、ＰＲによる誘客等を行い、サイクリングによるまちづくりを推進する。 ＜重要業績評価指標（KPI）＞ 「つくば霞ケ浦りんりんロード」自転車利用者数：39,000 人（H28.3）　→　71,000 人（H33.3）		

地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）

制度のポイント

○志のある企業が地方創生を応援する税制

⇒地方公共団体が行う**地方創生の取組に対する企業の寄附について、税額控除**の優遇措置

○企業が寄附しやすいように

・**税負担軽減のインセンティブを2倍に**

・**寄附額の下限は10万円**と低めに設定

○寄附企業への経済的な見返りは禁止

例）100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減

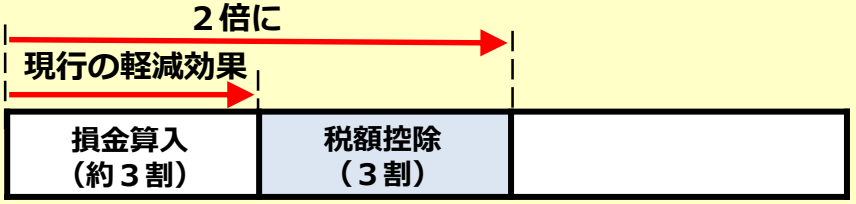

制度活用の流れ

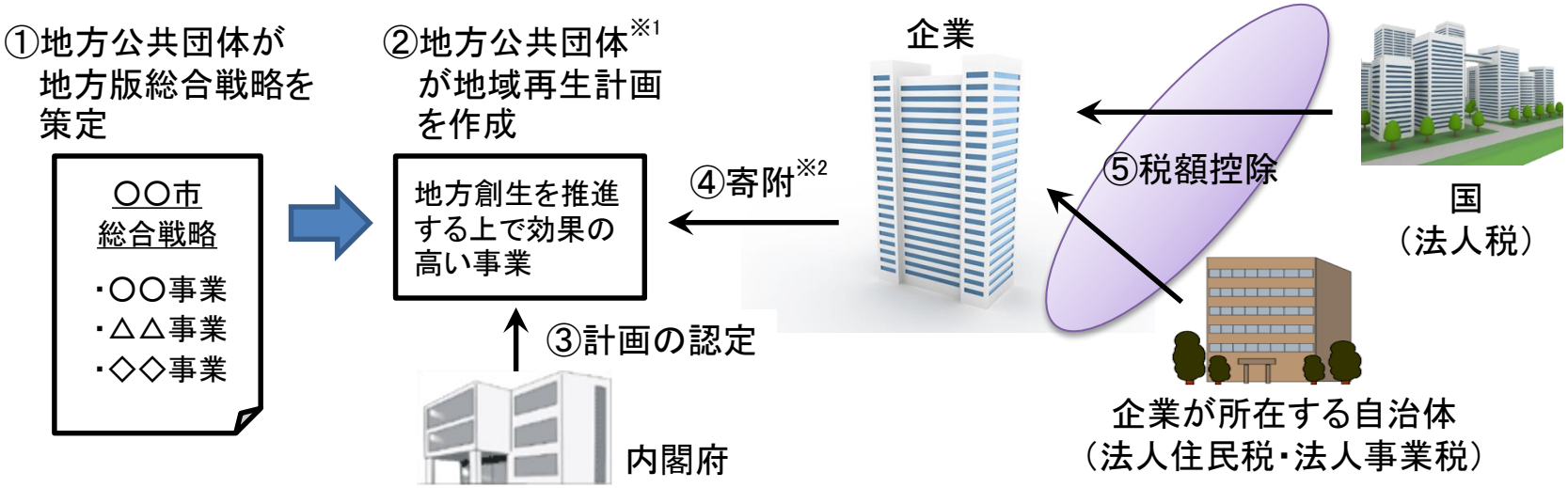

※1　不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市町村は対象外。

※2　本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

平成28年度認定事業 157事業（平成28年度事業費 126億円）
平成29年度事業については、１月、５月、９月に申請受付予定

特徴的な事業例

① 企業と縁のある地方公共団体の事業への寄附

・ 北海道夕張市(ゆうばりし)…「コンパクトシティの推進加速化と地域資源エネルギー調査」

株式会社ニトリホールディングス（本社：札幌市）が、市が実施する事業に４年間で総額５億円を寄附。

主要幹線の中心にある清水沢地区に児童館、図書館等の多機能を備えた複合型拠点施設を整備し、まちのコンパクト化を目指すとともに、地域資源（CBM：コール・ベッド・メタン（石炭層から採取可能な天然ガスであり、市は豊富な資源量が推定されるCBM開発の国内最有力地））を活用するための足掛かりとなる調査を行う。

KPI）拠点施設利用者数　H30～H31:74,210人
清水沢地区の新規住居創出数　H28～H31:64戸
CBMに関する新規雇用者数　H28～H31:7人

② 自社事業に関連の深い事業への寄附

・ 北海道東川町(ひがしかわちょう)…「冬季観光誘客による地方創生推進プロジェクト」

株式会社モンベルが、スノーボード国際大会の開催事業に寄附。

KPI）外国人宿泊者数　H27:1.3万人→ H28:1.4万人

・ 奈良県吉野町(よしのちょう)…「「目指せ！ふるさと吉野地域の復活！」～吉野から木のある暮らしの情報発信　木材産業活性化プロジェクト～」

建設・建築業者、ハウスメーカー等が、町が実施する木材産業活性化プロジェクトに寄附。

KPI）木材木製品出荷額　H26:7,337,270千円→ H31:7,531,920千円